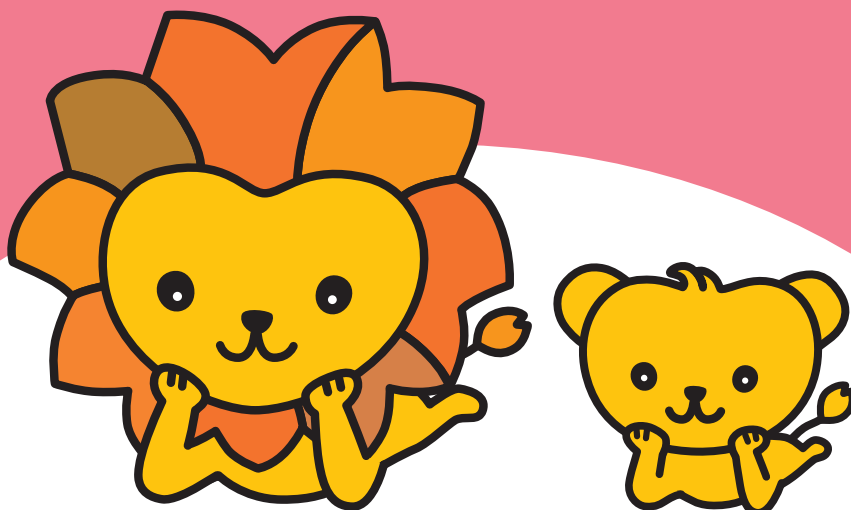


給付金・保険金などのお手続き・お支払い ガイドブック

●ご契約の保険種類にかかわらず、一般的な内容を記載しています。



©MCL/ADK

メディケア生命保険株式会社

2025年4月改訂

25048763(2025.4.1)

1 給付金・保険金などのご請求手続きについて

STEP 1-1	ご連絡いただく前にご確認ください	3 ページ
STEP 1-2	マイページからインターネットでのお手続きをご利用いただける場合があります	4 ページ
STEP 2	メディケア生命コールセンターにご連絡ください	4 ページ
STEP 3	必要な書類をご用意のうえメディケア生命へご返送ください	5 ページ
STEP 4	メディケア生命にて書類の確認・お支払いをします	6 ページ
STEP 5	お支払いの内容・金額をご確認ください	6 ページ

2 給付金・保険金などをもれなくご請求いただくための確認について

1	メディケア生命で複数のご契約にご加入ではありませんか	7 ページ
2	ご請求いただいていない入院・手術などはありませんか	8 ページ

3 給付金・保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体的事例について

事例 1	責任開始期前の発病	23 ページ
事例 2	告知義務違反による解除	25 ページ
事例 3	治療を目的とした入院のお取扱い	26 ページ
事例 4	複数回入院された場合の疾病入院給付金、災害入院給付金、入院給付金のお支払限度	27 ページ
事例 5	入院中に異なる病気またはケガが重複して生じた場合の疾病入院給付金、災害入院給付金のお支払い	29 ページ
事例 6	手術給付金・入院時手術給付金・がん入院時手術給付金・がん手術給付金・ 重度特定損傷給付金のお支払いの対象となる手術	30 ページ
事例 7	先進医療を複数回受けられた場合の先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払い	33 ページ
事例 8	入院中に異なる病気またはケガが重複して生じた場合の通院治療給付金のお支払い	34 ページ
事例 9	がん責任開始日前のがん診断確定	35 ページ
事例 10	複数回入院された場合の心疾患一時給付金・脳血管疾患一時給付金のお取扱い	37 ページ
事例 11	お支払いの対象となる薬剤治療のお取扱いと支払対象薬剤の対象疾病	38 ページ
事例 12	対象疾病の発病	39 ページ
事例 13	同一の月に薬剤治療を複数回受けられた場合	40 ページ
事例 14	同一の月に複数月分の薬剤を処方された場合	41 ページ
事例 15	高度障害保険金などのお支払い	42 ページ
事例 16	死亡保険金などのお支払い	43 ページ

1 給付金・保険金などのご請求手続きについて

STEP 1-1 ご連絡いただく前にご確認ください

- お手元にメディケア生命の保険証券をすべてご準備ください。ご連絡いただいた際に、下記の事項について伺います。事前にご確認をお願いします。
- 下記以外にも、ご契約やご請求の内容によって、別途確認をさせていただく場合があります。
- もれなくご請求いただくため、「**給付金・保険金などをもれなくご請求いただくための確認について**」に代表的な保障内容を記載しています。ご加入の主契約・特約でお支払いの可能性がないか、あわせてご確認ください。

給付金などの場合

- 証券番号 ← 11桁の数字です
- 入院・手術・通院などをされた方の名前
- 入院・手術・通院などの原因(事故内容や病名など)
- 事故日・初診日
- 入院日・退院日
- 手術日・手術名
- 通院日 など

*これから入院・手術・通院などをされる場合は、上記の事項をご確認のうえ、ご連絡ください。
お申し出いただいた内容によっては入院・手術・通院などをされた後にあらためてご連絡いただくようお願いする場合や、後日追加で書類が必要となる場合があります。あらかじめご了承ください。

*薬剤治療を保障する主契約・特約にご加入の場合は、薬剤名、薬剤を投与された日または薬剤の処方せんを発行された日も伺います。
投与・処方された薬剤名は、病院や薬局で渡される診療明細書や調剤明細書等でご確認いただけます。入院中などに投与・処方された場合についてもお支払いできる可能性がありますので、診療明細書等でご確認ください。
お支払いの対象となる薬剤かどうかはメディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」でご確認いただけます。^{*1}
医薬品ナビ / <https://iyakuhin.medicarelife.com/>

*がん自由診療特約にご加入の場合、自由診療による療養を受けた病院なども伺います。
対象の病院等かどうかはメディケア生命ホームページの「特定病院ナビ」でご確認いただけます。
特定病院ナビ / <https://tokuteibyouin.medicarelife.com/search/>

※1 抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約の場合を除きます。

保険金などの場合

- 証券番号 ← 11桁の数字です
- 死亡された方の名前
- 死亡された原因(事故内容や病名など)
- 死亡された日
- 受取人の名前と連絡先^{*2}
- 死亡される前の入院・手術などの有無 など

※2 ご契約者の遺言により受取人が変更となる場合がありますので、遺言がある場合は内容を必ずご確認ください。

STEP

1-2

マイページからインターネットでのお手続きをご利用いただける場合があります

- ご請求の内容によっては、マイページからインターネットでのお手続きをご利用いただける場合があります。詳細につきましては**メディケア生命ホームページ**または**マイページ**からご確認ください。

マイページからインターネットでのお手続きをご利用いただけない場合
または郵送でのお手続きをご希望される場合



STEP

2



マイページからインターネットでのお手続きをご利用いただける場合



STEP

3



STEP

2

メディケア生命コールセンターにご連絡ください

- メディケア生命コールセンターにご連絡ください。
ご請求にあたっての詳しいご案内とご請求に必要な書類を送付します。



0120-315056

代理請求制度について

- 被保険者が給付金などを請求できない事情がある場合、被保険者にかわって指定代理請求人が給付金などを請求(代理請求)できます。
- 被保険者ご本人が次の状態になられた場合に、指定代理請求人が給付金などを請求できます。
 - ・病気またはケガにより給付金などを請求する意思表示ができないとき
 - ・がんなどの病名を知らされていないため、給付金などを請求できないとき など
- 指定代理請求人は1名とし、次のいずれかに該当する方をご指定いただきます。なお、指定代理請求人は給付金などの請求時においても、次のいずれかに該当している必要があります。

指定代理請求人の要件

被保険者の戸籍上の配偶者
被保険者の直系血族
被保険者の兄弟姉妹
被保険者の甥姪
被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
被保険者のために給付金などを請求すべき適当な理由があるとメディケア生命が認める方

必要な書類をご用意のうえ メディケア生命へご返送ください

- 必要な書類をご用意のうえメディケア生命へご返送ください。
マイページからインターネットでお手続きいただく場合は、マイページの案内に沿って、必要事項のご入力および書類をアップロードしてください。

お手続きの際に必要な書類の一覧表(一般的な内容を記載しています)

項目	提出書類 の請求書 メディケア生命所定	保険証券	本人確認書類		被保険者の住民票	の診断書・証明書 メディケア生命所定	その他
			保険契約者	受取人			
給付金などのお支払い	●					●	
保険金などのお支払い	●	●		●	●	●	* 不慮の事故の場合 不慮の事故であることを証明する書類
保険料のお払込免除	●		●			●	

- 複数の給付金・保険金を請求される場合は、複数の請求書の提出を求めることがあります。
- 本人確認書類として、運転免許証、パスポート、個人番号カード(マイナンバーカード)などの各種証明書のうち、いずれかまたは複数の写しの提出を求めることがあります。
- メディケア生命所定の診断書・証明書については、医療機関に発行をご依頼ください。
- 診断書などご請求に必要な書類の発行にかかる費用は、お客さまのご負担になりますので、あらかじめご了承ください。
- 必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがあります。
(例) 被保険者の住民票に代えて被保険者の戸籍抄本の提出を求めることがあります。
また、被保険者、死亡返還金受取人などの登記事項証明書の提出を求めることがあります。
- 上記の提出書類のうち全部または一部の省略を認めることがあります。

- 請求書類の不備や記載内容に不明点がなく、事実確認を要さない場合には、請求書類がメディケア生命に到着した日^{*1}の翌日からその日を含めて5営業日^{*2}以内に給付金などをお支払いします。
ただし、給付金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は以下のとおりとします。

	給付金などをお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
1	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金などのお支払理由発生の有無の確認が必要な場合 ・給付金などのお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・約款に定める重大事由、不法取得目的または詐欺に該当する可能性がある場合 	請求書類がメディケア生命に到着した日の翌日からその日を含めて45日
2	上記1の確認を行うために特別な照会や調査が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法その他の法令にもとづく照会手続き ・研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 ・ご契約者、被保険者または死亡返還金受取人などを被疑者として、捜査、起訴、その他の刑事手続きが開始されたことが報道などから明らかかな場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続きの結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会手続き ・日本国外における調査 	請求書類がメディケア生命に到着した日の翌日からその日を含めて180日

* 給付金などをお支払いするための上記1、2の確認などに際し、ご契約者・被保険者・死亡返還金受取人などが正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、メディケア生命はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金などをお支払いしません。

- ※1 請求書類がメディケア生命に到着した日とは、完備された請求書類がメディケア生命に到着した日をいいます。
- ※2 営業日とは、土曜日、日曜日、祝日、12月31日から翌年1月3日を除く日をいいます。

- 請求書類の不足などがある場合には、ご連絡を申し上げます。
- お支払いにあたっては、給付金などのご請求時にご指定いただいた金融機関の口座に送金します。

事実確認について

- 治療の経過・内容、障害の状態、事故の状況などについて、ご提出いただいた書類や診断書に不明な点がある場合は、ご利用の医療機関・捜査機関や受取人、ご家族の方などへ事実確認をさせていただく場合があります。その際は、メディケア生命またはメディケア生命で委託した担当者が訪問などのうえ確認いたしますが、確認先のご都合や、事故原因の調査などによって日数を要する場合がありますので、ご了承ください。(事実確認は迅速に実施しますが、通常、事実の確認には1か月程度を要することを想定しております。)

- お支払金額などの明細「お手続き完了(お支払明細)のお知らせ」を郵送しますので、内容をご確認ください。
- 給付金などを全くお支払いできなかった場合で、メディケア生命所定の要件を満たすときは、診断書原本1通につきメディケア生命所定の金額をお支払いします。なお、メディケア生命で給付金などをお支払いできない旨を決定した日から1か月以内にお支払いします。

* 記載の内容は2025年1月現在の制度によります。

2 給付金・保険金などを もれなくご請求いただくための確認について

- 給付金・保険金などのお支払いには、お客さまからのご連絡が重要な情報となります。
お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合は、メディケア生命コールセンターまでお問い合わせください。
なお、このガイドブックには特にご注意いただきたい事項について記載しています。ご契約の保険種類にかかわらず、一般的な内容を記載していますので、ご加入のご契約の保険証券および約款をあわせてご確認ください。

 0120-315056

1 メディケア生命で複数のご契約にご加入ではありませんか

- 複数のご契約にご加入の場合、それぞれの契約から給付金などをお支払いできる場合があります。
メディケア生命でご加入いただいている契約が他にないかご確認ください。

請求もれが生じやすいケース

●同時に複数の契約に加入した。



●同時に新メディフィットAと新メディフィットPlusにご加入いただいた場合など

●異なる時期に複数の契約に加入した。



●新メディフィットAにご加入後、新メディフィットPlusにご加入いただいた場合など

●契約者は異なるが自分が被保険者になっている契約がある。



●自分が契約者・被保険者の新メディフィットAと、家族が契約者で自分が被保険者の新メディフィットPlusがある場合など

●募集人・代理店が異なるが、複数の契約に加入している。



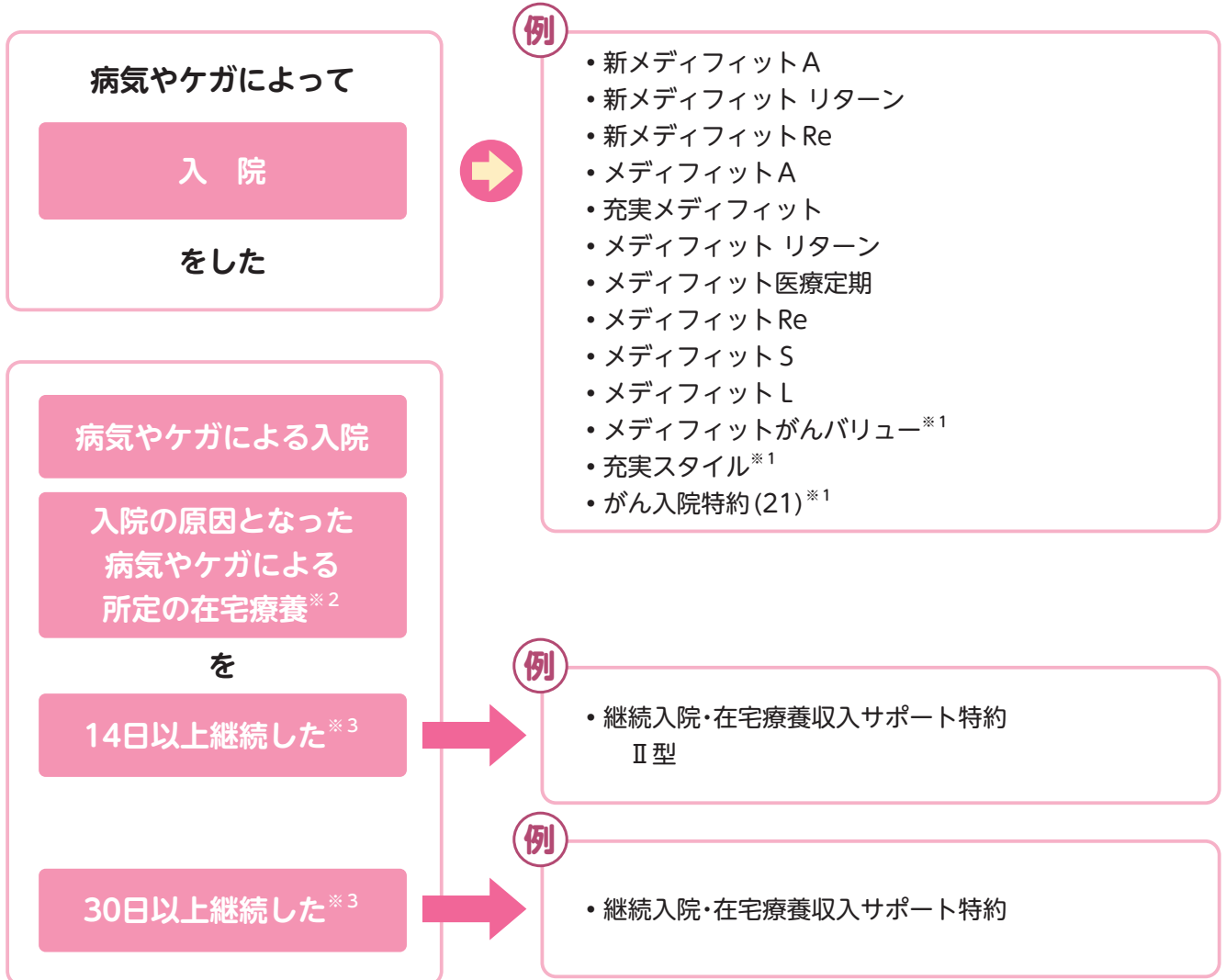
●A代理店で新メディフィットAに、B代理店で新メディフィットPlusに、それぞれご加入いただいた場合など

2 ご請求いただいていない入院・手術などはありませんか

- 代表的な保障内容をご請求いただける可能性のある主契約・特約を以下に記載しています。

ご加入の主契約・特約が(例)に記載されているかご確認ください。

1 所定の入院や在宅療養をした場合の保障



※1 がんのみ対象です。

※2 在宅療養は、同一の原因による入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した場合に限ります。また、「精神疾患以外の病気やケガ」と「精神疾患」でそれぞれお支払いの対象となる状態が異なりますので、詳細は約款をご確認ください。

※3 入院または所定の在宅療養を継続した日数が所定の日数に満たない場合でも、次のいずれかに該当したときは入院の日数または所定の在宅療養の日数を合算します。(ただし、「精神疾患」による入院または所定の在宅療養の日数と「精神疾患以外の病気やケガ」による入院または所定の在宅療養の日数は別々に判定するため合算しません。)

・入院の退院日またはその翌日に入院または所定の在宅療養を開始した場合

・所定の在宅療養の終了日またはその翌日に入院または所定の在宅療養を開始した場合

病気やケガによって

手術

を受けた

例

- 新メディフィットA
I型
II型
- 新メディフィット リターン
- 新メディフィットRe
I型
II型
- メディフィットA
- 充実メディフィット
- メディフィット リターン
- メディフィット医療定期
- メディフィットRe
手術I型
手術II型
- メディフィットがん保険
II型^{※1}
- メディフィットがんバリュー^{※2}
- 充実スタイル^{※2}
- 手術特約^{※3}
- がん医療特約^{※2}
- 損傷特約^{※4}
- 限定告知型損傷特約^{※4}

● **お支払いの対象となる手術をされているか領収証等で確認できます。**詳細は「3 給付金・保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体的事例について」の **事例6** をご覧ください。

※1 がんのみ対象です。

※2 がん入院中の手術のみ対象です。

※3 入院中の手術のみ対象です。

※4 病気やケガによる骨折、ケガによる関節脱臼、ケガによる筋肉・腱・靭帯・半月板・神経の断裂、ケガによる熱傷に対する手術のみ対象です。

病気やケガによって

放射線治療^{※1}

を受けた

例

- 新メディフィットA
I型
II型
- 新メディフィット リターン
- 新メディフィットRe
I型
II型
- メディフィットA
- 充実メディフィット
- メディフィット リターン
- メディフィット医療定期
- メディフィットRe
手術I型
手術II型
- メディフィットがん保険^{※2}
- メディフィットがんバリュー^{※2}
- 充実スタイル^{※2}
- がん医療特約^{※2}

病気によって

骨髄移植術

を受けた

例

- 新メディフィットA
I型
II型
- 新メディフィット リターン
- 新メディフィットRe
I型
II型
- メディフィットA
- 充実メディフィット
- メディフィット リターン
- メディフィット医療定期
- メディフィットRe
手術I型
手術II型
- メディフィットがん保険
II型^{※2}
- メディフィットがんバリュー^{※2}
- 充実スタイル^{※2}
- がん医療特約^{※2}

責任開始日からその日を含めて
1年を経過した日以後に

骨髄幹細胞の採取手術^{※3}

を受けた

例

- 新メディフィットA
I型
II型
- 新メディフィット リターン
- 新メディフィットRe
I型
II型

※1 血液照射は含みません。

※2 がんのみ対象です。

※3 提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。

4 所定の先進医療、患者申出療養による療養を受けた場合の保障

厚生労働大臣が定める所定の

先進医療による療養

を受けた

例

- メディフィットがん保険^{*1*}^{*2}
- メディフィットEX^{*1*}^{*2*}^{*3}
- 薬剤治療特約(21)^{*1*}^{*2}
- 限定告知型抗がん剤治療特約^{*1}
- 先進医療・患者申出療養特約(21)
- 先進医療特約(11)
- 先進医療特約
- 限定告知型先進医療・患者申出療養特約(24)
- 限定告知型先進医療特約(24)
- 限定告知型先進医療特約
- がん先進医療特約^{*2}
- 一時払がん先進医療終身特約^{*2}

厚生労働大臣が定める所定の

患者申出療養による療養

を受けた

例

- メディフィットがん保険^{*2*}^{*4}
- メディフィットEX^{*2*}^{*3*}^{*4}
- 薬剤治療特約(21)^{*2*}^{*4}
- 限定告知型抗がん剤治療特約^{*4}
- 先進医療・患者申出療養特約(21)
- 限定告知型先進医療・患者申出療養特約(24)

※1 先進医療による抗がん剤治療を受けた場合のみ対象です。

※2 がんのみ対象です。

※3 薬剤治療保険(無解約返戻金型)(21)のみ対象で薬剤治療保険(無解約返戻金型)は含みません。

※4 患者申出療養による抗がん剤治療を受けた場合のみ対象です。

5 所定の通院をした場合の保障

入院の原因となった
病気やケガによって

通院対象期間中に通院

をした

例

- 通院治療特約(23)
- 通院治療特約(20)
- 通院治療特約
- 限定告知型通院治療特約
- がん通院治療特約^{*5}

入院・所定の外来治療の
原因となった
がんや特定女性疾病^{*6}によって

通院対象期間中に通院

をした

例

- 特定女性疾病通院治療特約

ケガ・骨折・熱中症によって

通院対象期間中に通院

をした

例

- 損傷特約 II型
- 限定告知型損傷特約 II型

※5 がんのみ対象です。

※6 女性疾病入院特約の「女性特定疾病」、女性医療特約(18)および女性医療特約(20)の「女性疾病」、特定女性疾病通院治療特約の「特定女性疾病」はそれぞれ疾病の範囲が異なります。詳細はお手元の保険証券および約款をご確認ください。

6 所定の損傷による治療を受けた場合の保障

病気やケガによって
骨折し所定の治療を受けた

ケガによって関節脱臼し
所定の治療を受けた

ケガによって腱、靭帯、半月板を
断裂し所定の治療を受けた

例



- 損傷特約
- 限定告知型損傷特約
- 特定損傷特約

ケガによって筋肉、神経を
断裂し所定の治療を受けた

ケガによって熱傷を負い
所定の治療を受けた

熱中症によって
点滴注射を受けた

例



- 損傷特約
- 限定告知型損傷特約

がん責任開始日以後に
診断されたがんによって

乳房手術^{※1※2}

を受けた

例

- 女性医療特約 (20)
入院・手術型
- 女性医療特約 (18)
- 女性がん手術特約

病気やケガによって

子宮摘出術^{※2※3}

卵巣摘出術^{※2※4}

を受けた

例

- 女性医療特約 (20)
入院・手術型
- 女性医療特約 (18)
- 女性がん手術特約^{※5}

女性特定手術給付金または
女性がん特定手術給付金の
お支払いの対象となった
乳房について

乳房再建術^{※6}

を受けた

例

- 女性医療特約 (20)
入院・手術型
- 女性医療特約 (18)
- 女性がん手術特約^{※5}

● 異常分娩による手術、病気によらない不妊手術（避妊のための手術）、健康診断・人間ドックにおける検査のための手術、診断・生検等の検査のための手術などは、女性特定手術給付金および女性がん特定手術給付金のお支払いの対象となりません。また、「所定の手術」はご加入の主契約・特約の内容によってお支払理由が異なりますので、お手元の保険証券および約款をご確認ください。

※1 ラジオ波焼灼療法を含みます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックや、放射線治療は含みません。

※2 がんの罹患後に、がんと診断確定されていない乳房、子宮または卵巣に対し、がんの発病の可能性を低減することを目的として受けるがん罹患後予防手術を含みます。

※3 子宮頸管ポリープ切除術は含みません。

※4 卵管形成術は含みません。

※5 がんのみ対象です。

※6 1乳房につき1回を限度としてお支払いします。皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。

がん責任開始日以後に
はじめて^{※1}がんと
診断確定された

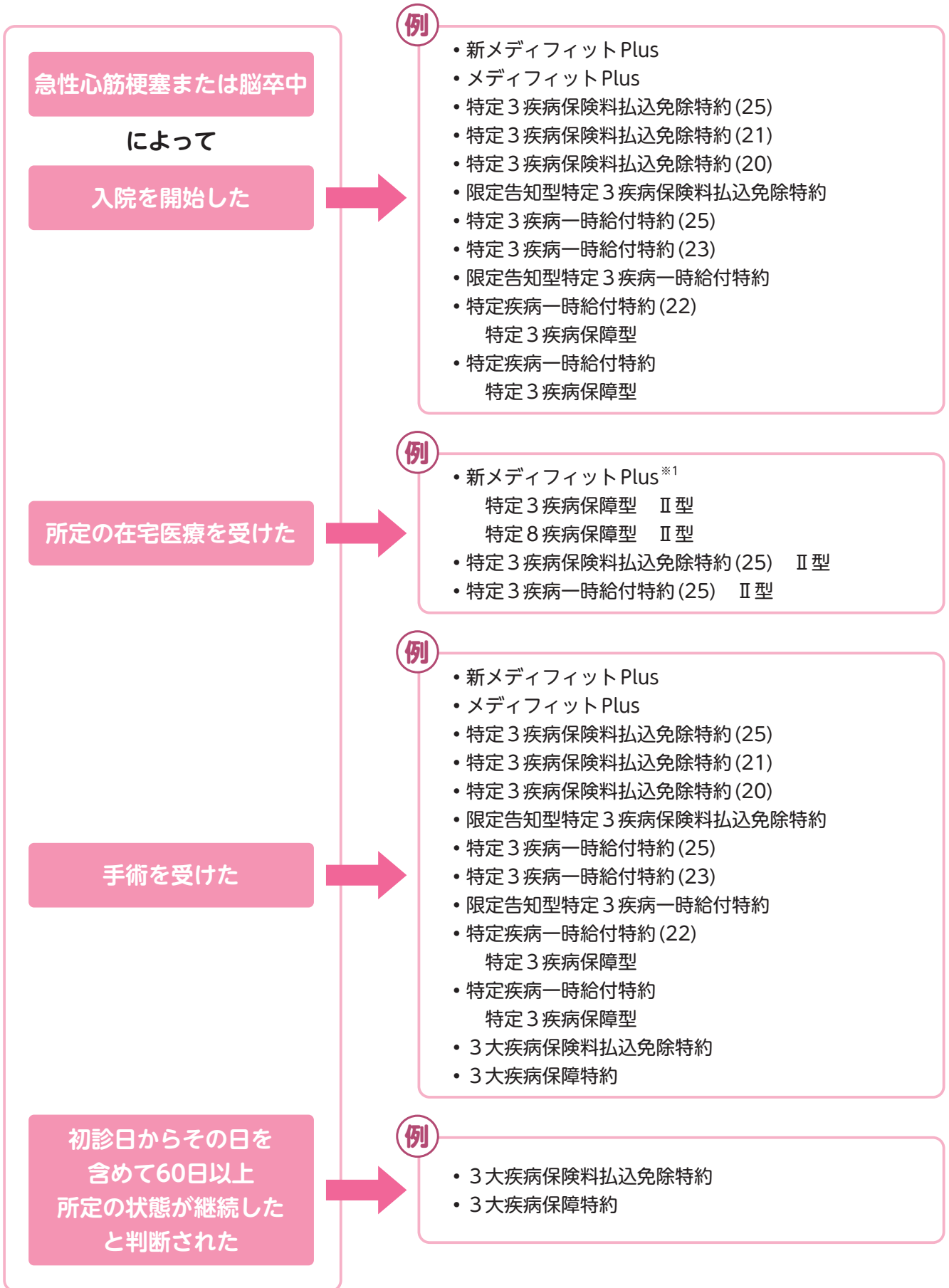


例

- 新メディフィット Plus^{※2}
- メディフィット Plus
- 特定3疾病保険料払込免除特約(25)
- 特定3疾病保険料払込免除特約(21)
- 特定3疾病保険料払込免除特約(20)
- 限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約
- 特定3疾病一時給付特約(25)^{※2}
- 特定3疾病一時給付特約(23)
- 限定告知型特定3疾病一時給付特約
- 特定3疾病一時給付特約(22)
- 特定3疾病一時給付特約
- 3大疾病保険料払込免除特約
- 3大疾病保障特約
- がん・介護保険料払込免除特約
- がん保険料払込免除特約
- がん診断特約(25)^{※2}
- がん診断特約(23)
- がん診断特約(21)
- がん診断特約
- 限定告知型がん診断特約

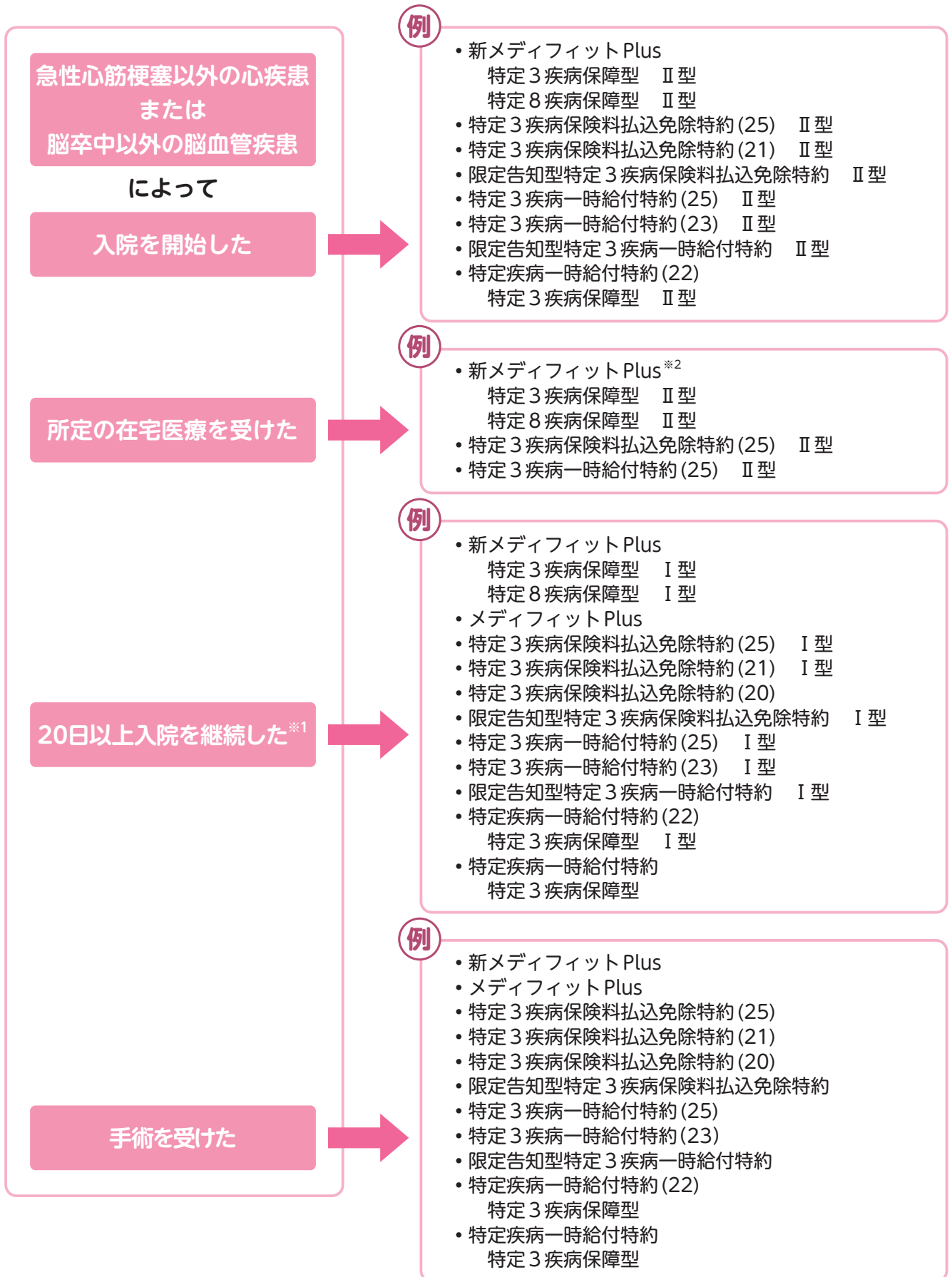
- ※1 限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約、限定告知型特定3疾病一時給付特約、限定告知型がん診断特約は、責任開始日の5年前の応当日の翌日以後の期間を通じてはじめてとします。
- ※2 約款に別段の定めがある場合は、お取扱いが異なります。詳細は「がん責任開始日前のがん診断確定」の事例9をご覧ください。

9 急性心筋梗塞、脳卒中になった場合の保障



※1 特定3疾病一時給付保険(無解約返戻金型)(25)に限ります。

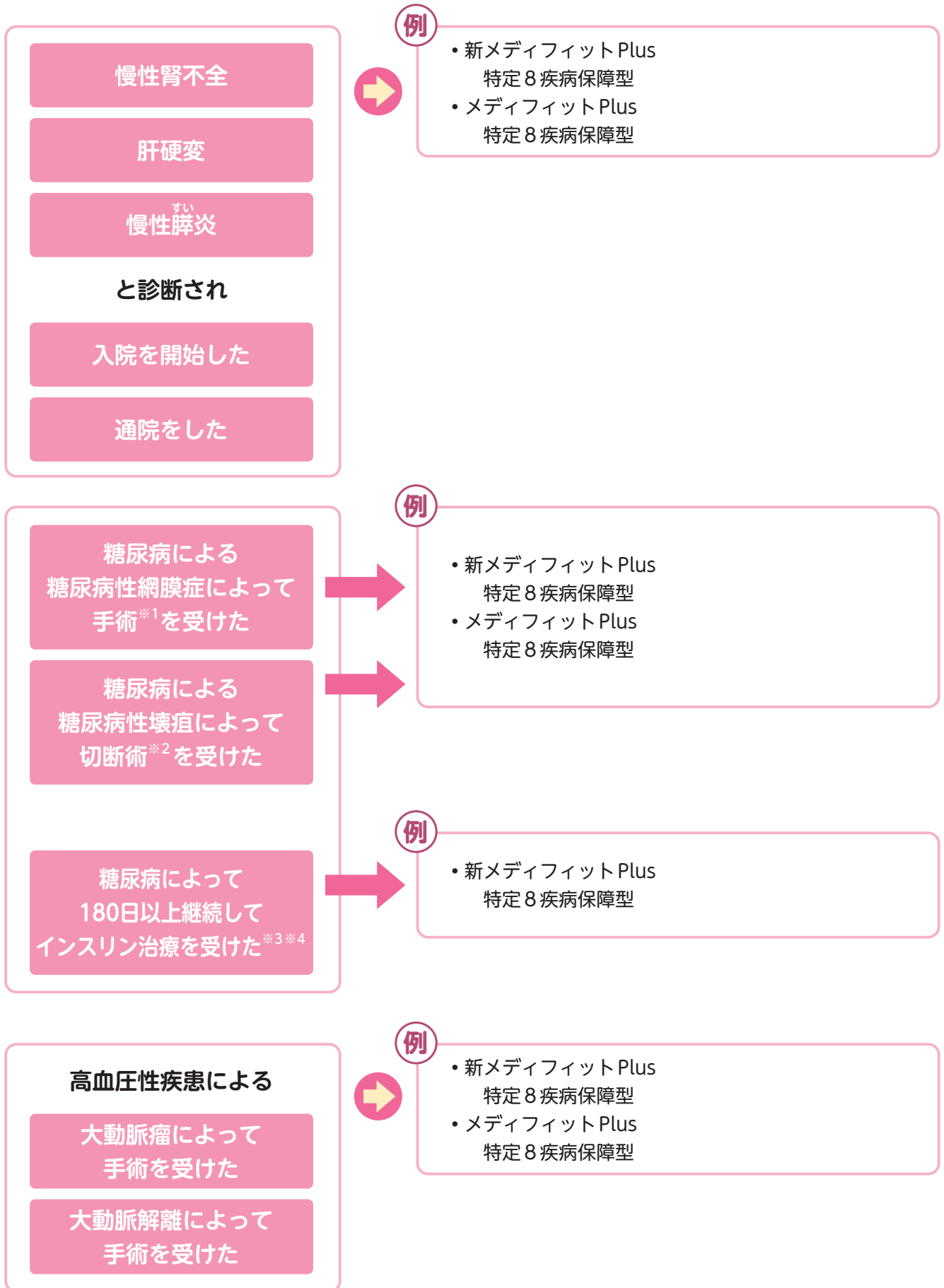
10 急性心筋梗塞以外の心疾患、脳卒中以外の脳血管疾患になった場合の保障



※1 最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日以内に同一の心疾患または脳血管疾患で転入院または再入院をしたときは、継続した1回の入院とみなします。

詳細は「3給付金・保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体的事例について」の事例10をご覧ください。

※2 特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)(25)に限ります。



※1 網膜または硝子体に対する手術をいいます。

※2 1手の1手指以上または1足の1足指以上について、骨を切断する切断術をいいます。

※3 はじめて糖尿病一時給付金をお支払いする場合のみ対象です。

※4 妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は含みません。

12 所定の薬剤治療を受けた場合の保障

がんによって
抗がん剤(ホルモン剤含む)
の投与または処方を受けた

例

- メディフィットEX
- メディフィットがん保険
- 薬剤治療特約(21)
- 薬剤治療特約
- 限定告知型抗がん剤治療特約
- 抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約^{※1}

心疾患

脳血管疾患

を発病し

支払対象薬剤^{※2}
の投与または処方を受けた

例

- メディフィットEX
- 薬剤治療特約(21)
支払対象薬剤 I 型
- 薬剤治療特約
支払対象薬剤 I 型

動脈・静脈疾患

腎疾患

肝疾患

すい
膵疾患

糖尿病

脂質異常症

を発病し

支払対象薬剤^{※2}
の投与または処方を受けた

例

- メディフィットEX
支払対象薬剤 II 型

● 投与・処方された薬剤名は、病院や薬局で渡される診療明細書や調剤明細書等でご確認いただけます。入院中などに投与・処方された場合についてもお支払いできる可能性がありますので、診療明細書等でご確認ください。

● 再生医療等製品による薬剤治療を含みます。

※1 腫瘍用薬のみ対象でホルモン剤・再生医療等製品は含みません。

※2 お支払いの対象となる薬剤かどうかは Medikare 生命ホームページの「医薬品ナビ」でご確認いただけます。
医薬品ナビ / <https://iyakuhin.medicarelife.com/>

13 所定のがん緩和ケア、評価療養、自由診療を受けた場合の保障

がんによるがん性疼痛等の
各種症状の緩和を目的として

疼痛緩和薬による
薬剤治療^{※1}

神経ブロック^{※1}

などの治療を受けた

例

・がん緩和ケア特約

※1 手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは含みません。

がんによって

所定の評価療養^{※2}を受けた

対象の病院等^{※3}で行われる
所定の自由診療を受けた

例

・がん自由診療特約^{※4}

※2 先進医療を除きます。

※3 対象の病院等かどうかはメディケア生命ホームページの「特定病院ナビ」でご確認いただけます。
特定病院ナビ / <https://tokuteibyuin.medicarelife.com/search/>

※4 主契約がメディフィットがん保険の場合は、がん責任開始日以後に受けた場合に限ります。

14 所定の要介護状態になった場合の保障

公的介護保険制度
にもとづき

要介護2以上

に認定された

例

- 介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)
- がん・介護保険料払込免除特約

15 所定の高度障害状態になった場合の保障

両眼が見えなくなった

両腕を切断した

下半身が完全に
麻痺してしまった

喉頭全摘出術を行った

寝たきりになった

などの高度障害状態となった

例

高度障害保険金、高度障害年金などのお支払いや保険料のお払込免除の対象となる可能性がありますので、メディアケア生命コールセンターまでご連絡ください。

16 ケガによって所定の障害状態になった場合の保障

ケガによって

片眼が見えなくなった

両耳が聞こえなくなった

手足または指を切断した

半身が完全に
麻痺してしまった

などの障害状態となった

例



保険料のお払込免除の対象となる可能性がありますので、
メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

17 余命6か月以内と判断された場合の保障

余命6か月以内
と判断された

例



・リビング・ニーズ特約

18 お亡くなりになった場合の保障

お亡くなりになった

例



- ・新メディフィット リターン
- ・メディフィット リターン
- ・メディフィット収入保障
- ・メディフィット定期
- ・メディフィットがんバリュー
- ・充実スタイル
- ・終身保険特約(低解約返戻金型)
- ・介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)
- ・限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)

お亡くなりになる前に
上記1～13に該当する
治療を受けていたり
上記14～16に該当する
状態になっていませんか



給付金などをお支払いできる可能性がありますので、
メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

3 給付金・保険金などをお支払いする場合 またはお支払いできない場合の具体的事例について

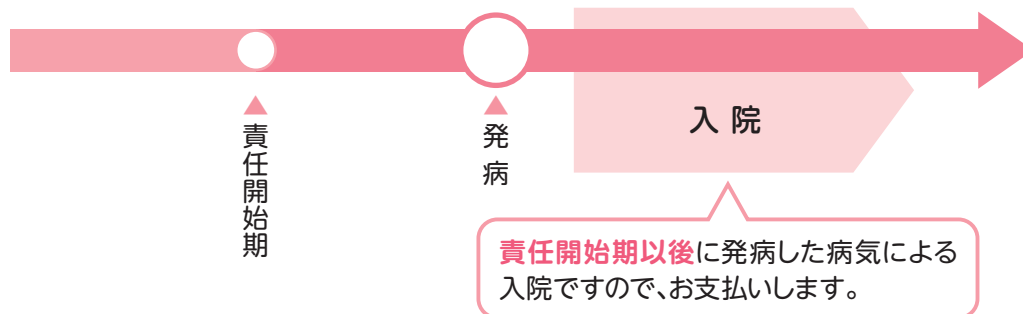
- 給付金・保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合を理解していただくために、**代表的な事例を参考として次ページ以降に記載しています。**
(ご契約の保険種類にかかわらず、一般的な内容を記載していますので、すべての事例を網羅しているものではありません。)
- 1つの事例で「お支払いする場合」に該当しても、別の事例で「お支払いできない場合」に該当する場合には、給付金・保険金などをお支払いできません。
- 給付金・保険金などのお支払いにはいくつかの要件があり、保険種類、加入時期、記載以外に認められる事実関係などによってもお取扱いに違いが生じることがあります。
- 詳細については、ご加入のご契約の保険証券および約款をご確認ください。

事例 1 責任開始期前の発病

- 疾病入院給付金または災害入院給付金は、責任開始期以後に発生した病気やケガを原因とする場合にお支払いの対象となります。

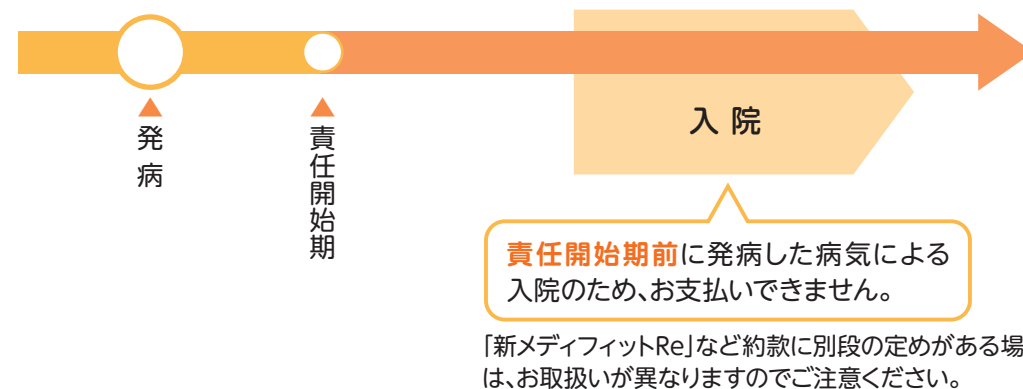
お支払いする場合

責任開始期以後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院された場合



お支払いできない場合

責任開始期前から治療を受けられていた「椎間板ヘルニア」が、責任開始期以後に悪化して入院された場合



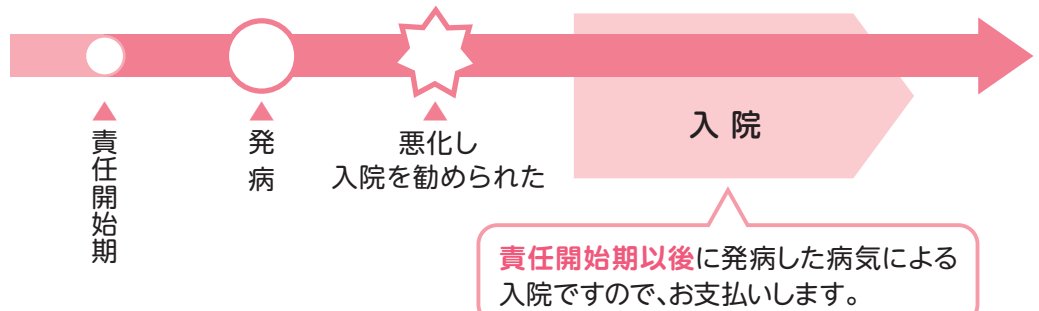
解説

- 疾病入院給付金または災害入院給付金は、主契約の**責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合には、お支払いできません。**
- ただし、以下の場合にはお支払いの対象となります。
 - ・ 責任開始期前に発病した病気について、「正しい告知が行われていた場合」や「病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合」など。
 - ・ 責任開始日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院である場合。
 - ・ 「新メディフィットRe」など約款に別段の定めがある場合。

* 「新メディフィットRe」「メディフィットRe」の場合は、次ページに記載しています。
* 「メディフィットS」の場合は、「疾病入院給付金または災害入院給付金」を「入院給付金」と読み替えます。
* 「メディフィットL」の場合は、「疾病入院給付金または災害入院給付金」を「入院初期給付金または長期入院給付金」と読み替えます。また、入院初期給付金は1日以上入院された場合、長期入院給付金は61日以上入院された場合にそれぞれお支払いの対象となります。

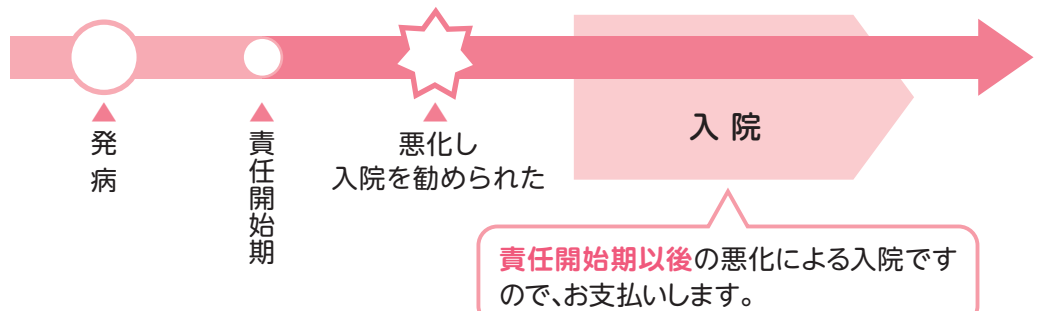
お支払いする
場合

責任開始期以後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院された場合



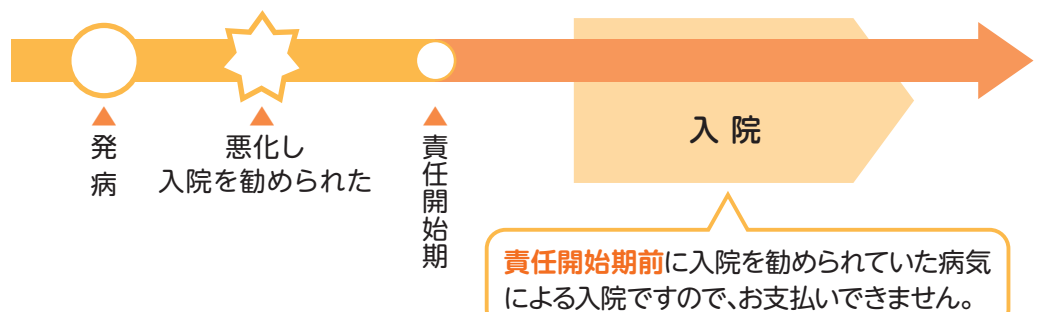
お支払いする
場合

責任開始期前に発病していた「椎間板ヘルニア」が、責任開始期以後に悪化して入院された場合



お支払いできない
場合

責任開始期前に医師から入院を勧められていた「椎間板ヘルニア」により、責任開始期以後に入院された場合



解説

● 疾病入院給付金または災害入院給付金は、主契約の責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合には、お支払いできません。

ただし、新メディフィットRe、メディフィットReの場合は、責任開始期前に発病した病気（既往症）により入院された場合でも、所定の条件（責任開始期以後にその病気の症状が悪化したことなど）を満たせば給付金をお支払いします。

責任開始期前に医師からその入院を勧められていた場合はお支払いしません。

なお、責任開始日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後に生じた原因による入院とみなしてお支払いします。

- ご契約の際に、事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合、契約(特約)は告知義務違反のため解除となり、給付金などのお支払いができません。

「新メディフィットA」の場合

お支払いする場合

契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入社されたが、契約1年後に「慢性C型肝炎」とは因果関係のない「胃がん」で入院された場合

告知義務違反の対象となるため契約(特約)は解除となりますが、告知義務違反の対象となった事実と入院に因果関係がないため、疾病入院給付金はお支払いします。

お支払いできない場合

契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入社され、契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で入院された場合

告知義務違反の対象となるため契約(特約)は解除となり、告知義務違反の対象となった事実と入院に因果関係があるため、疾病入院給付金はお支払いできません。

解説

- ご契約の際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知していただく必要がありますが、**故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合、契約(特約)は解除となり、給付金などはお支払いできません。**
ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に、因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。
- 告知は必ず決められた方法で正確に行ってください。
 - ・所定の告知書または告知画面に被保険者ご自身でありのままをご記入またはご入力ください。
 - ・生命保険募集人・募集代理店に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりません。

事例 3 治療を目的とした入院のお取扱い

- 疾病入院給付金または災害入院給付金は、病気やケガの治療を目的として入院されたときにお支払いします。

お支払いする場合

血尿が出たため病院で受診されたところ、医師より、原因を調べるための検査入院が必要であると指示を受けたため入院された場合

入院

身体の異常を原因とした医師の指示による検査入院ですので、病気の治療の一環としてお支払いします。

お支払いできない場合

定期的な健康診断目的で人間ドックを受けるためだけに入院された場合

入院

病気やケガの治療を目的とした入院ではないため、お支払いできません。

解説

- 疾病入院給付金または災害入院給付金は、病気やケガの治療を目的として入院されたときにお支払いするため、**美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、治療処置を伴わない健康診断・人間ドック検査のための入院などはお支払いできません。**

ただし、何らかの身体的な異常があったため病院で受診され、治療をするにあたって検査が必要であるとの医師の指示で入院された場合は、「治療を目的とした入院」として、疾病入院給付金または災害入院給付金をお支払いします。

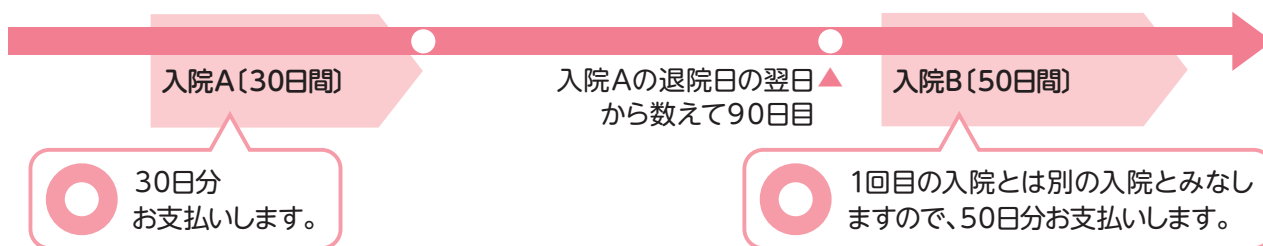
- * 「メディフィットS」の場合は、「疾病入院給付金または災害入院給付金」を「入院給付金」と読み替えます。
- * 「メディフィットL」の場合は、「疾病入院給付金または災害入院給付金」を「入院初期給付金または長期入院給付金」と読み替えます。また、入院初期給付金は1日以上入院された場合、長期入院給付金は61日以上入院された場合にそれぞれお支払いの対象となります。
- * 「メディフィットがんバリュー」「充実スタイル」の場合は、「疾病入院給付金または災害入院給付金」を「がん入院給付金」と読み替えます。また、がんのみ対象でがん以外の病気やケガは含みません。
- * 睡眠時無呼吸症候群による入院（その診断または検査のための入院を含みます。）について約款に別段の定めがある場合は、睡眠時無呼吸症候群と医師によって診断された場合に限り、疾病入院給付金のお支払いの対象となる疾病による入院に該当するものとします。

複数回入院された場合の 疾病入院給付金、災害入院給付金、入院給付金のお支払限度

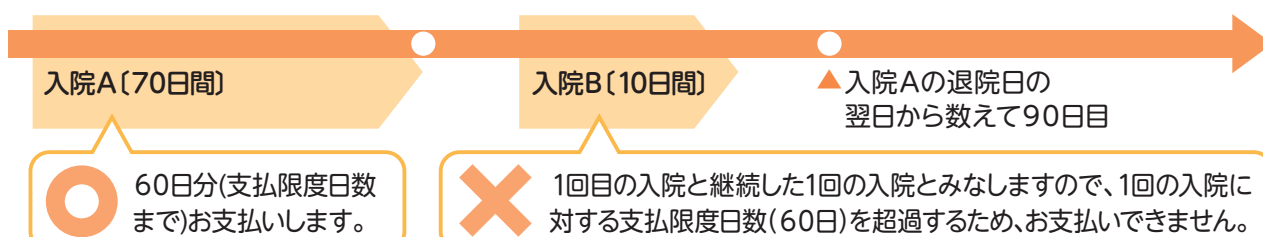
- 2回以上の入院をされた場合、それらの入院を継続した1回の入院とみなし、疾病入院給付金・災害入院給付金・入院給付金をお支払いできないことがあります。

「新メディフィットA」「新メディフィット リターン」「新メディフィット Re」(給付限度の型が60日型)の場合

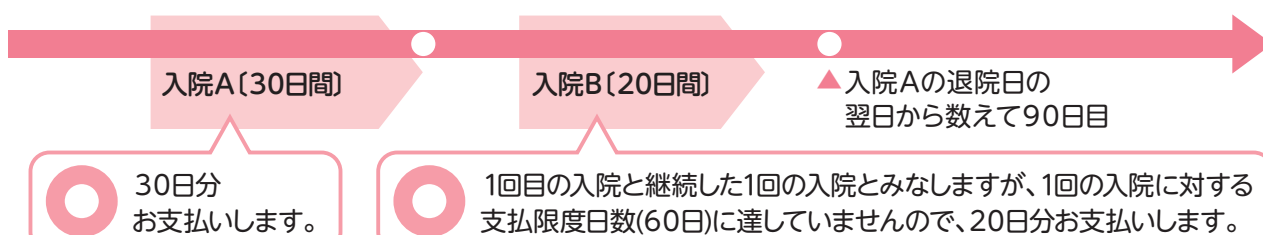
病気(例:胃かいよう)で30日間入院し、退院日の翌日からその日を含めて90日以上経過後に病気(例:肺炎)で50日間の入院をされた場合



病気(例:胃かいよう)で70日間入院し、退院日の翌日からその日を含めて90日以内に病気(例:肺炎)で10日間の入院をされた場合



病気(例:胃かいよう)で30日間入院し、退院日の翌日からその日を含めて90日以内に病気(例:肺炎)で20日間の入院をされた場合



解説

- 契約内容により、1回の入院に対する支払限度日数が定められているため、その日数を超過した入院については疾病入院給付金・災害入院給付金をお支払いできません。

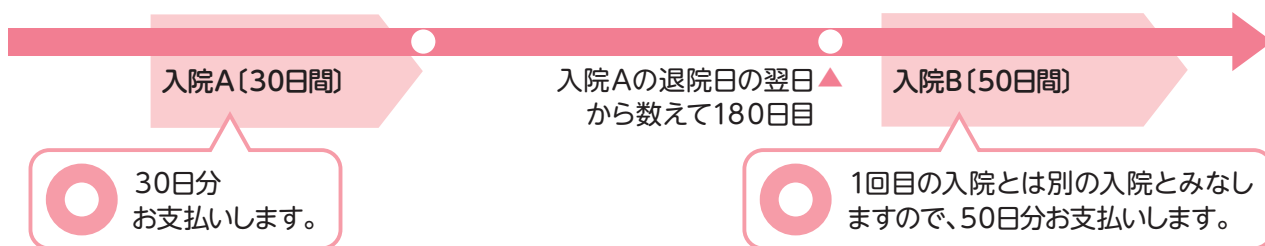
「新メディフィットA」「新メディフィット リターン」「新メディフィット Re」では、2回以上の入院をした場合、支払われた直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて**90日以内**に開始した入院は継続した1回の入院とみなし、入院日数を合算します。

- 給付限度の型は、上記事例のほかに30日型・120日型があります。

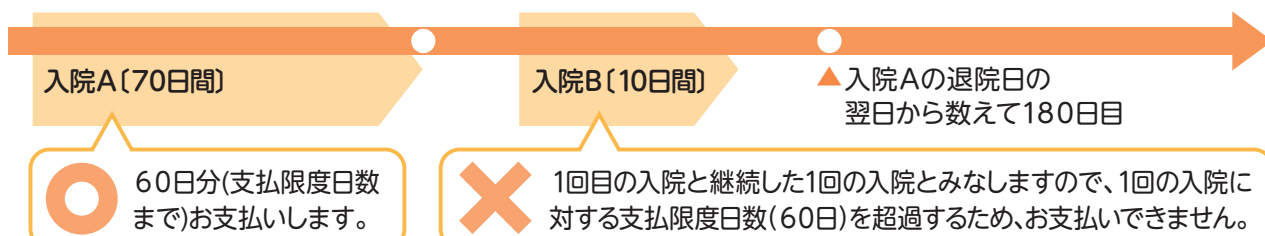
*「新メディフィットA」「新メディフィット リターン」「新メディフィット Re」の場合は、「病気による入院」と「ケガによる入院」は、それぞれ別の入院とみなします。

「メディフィットA」「充実メディフィット」「メディフィット リターン」「メディフィット医療定期」
「メディフィットRe」「メディフィットS」(給付限度の型が60日型)の場合

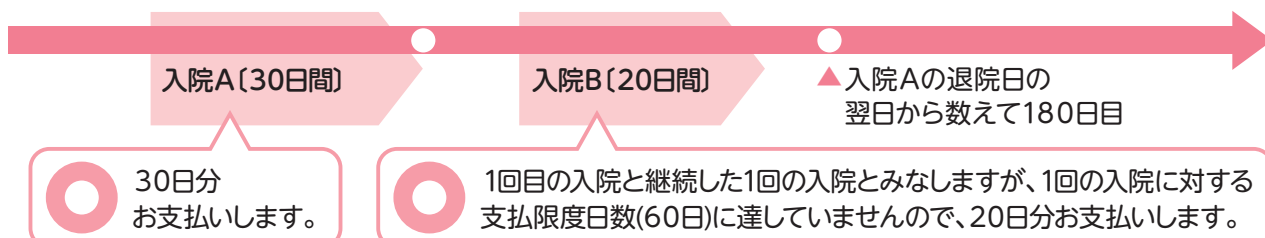
病気(例:胃かいよう)で30日間入院し、退院日の翌日からその日を含めて
180日以上経過後に病気(例:肺炎)で50日間の入院をされた場合



病気(例:胃かいよう)で70日間入院し、退院日の翌日からその日を含めて
180日以内に病気(例:肺炎)で10日間の入院をされた場合



病気(例:胃かいよう)で30日間入院し、退院日の翌日からその日を含めて
180日以内に病気(例:肺炎)で20日間の入院をされた場合



解説

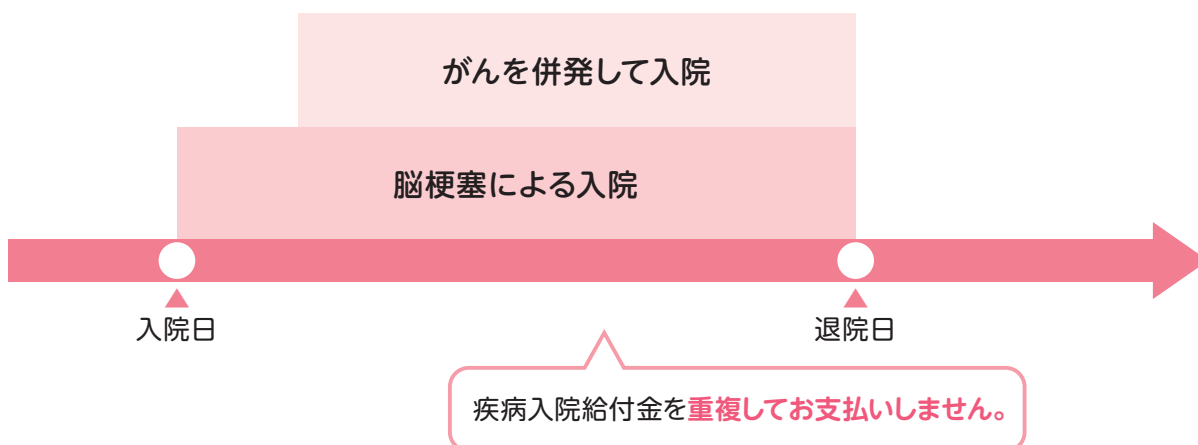
- 契約内容により、1回の入院に対する支払限度日数が定められているため、その日数を超過した入院については疾病入院給付金・災害入院給付金・入院給付金をお支払いできません。
「メディフィットA」「充実メディフィット」「メディフィット リターン」「メディフィット医療定期」「メディフィットRe」「メディフィットS」では、2回以上の入院をした場合、支払われた直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて**180日以内**に開始した入院は継続した1回の入院とみなし、入院日数を合算します。
- 給付限度の型は、上記事例のほかに120日型などがあります。

- * 「メディフィットA」「充実メディフィット」「メディフィット リターン」「メディフィット医療定期」「メディフィットRe」の場合は、「病気による入院」と「ケガによる入院」は、それぞれ別の入院とみなします。
- * 「メディフィットS」の場合は、「病気による入院」「ケガによる入院」などの原因を問わず入院日数を合算します。
- * 「メディフィットL」の場合は、「病気による入院」「ケガによる入院」などの原因を問わず入院日数を合算します。また、入院初期給付金は1日以上入院された場合、長期入院給付金は61日以上入院された場合にそれぞれお支払いの対象となります。2回以上の入院をした場合、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院は継続した1回の入院とみなし、入院日数を合算します。

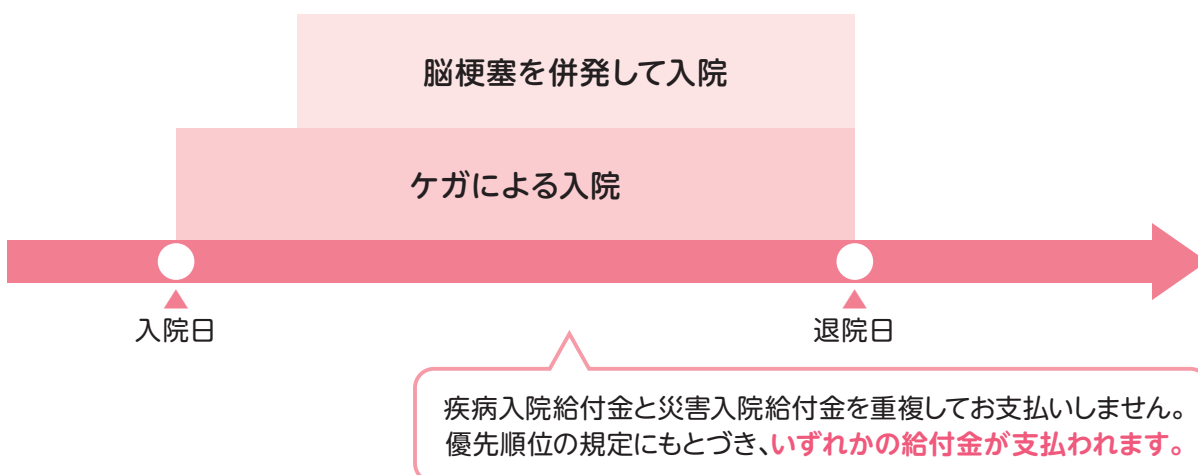
入院中に異なる病気またはケガが重複して生じた場合の 疾病入院給付金、災害入院給付金のお支払い

- 同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。
- 疾病入院給付金・災害入院給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、重複してお支払いしません。

病気(例:脳梗塞)による入院中に異なる病気(例:がん)を併発して入院された場合



ケガによる入院中に病気(例:脳梗塞)を併発して入院された場合



解説

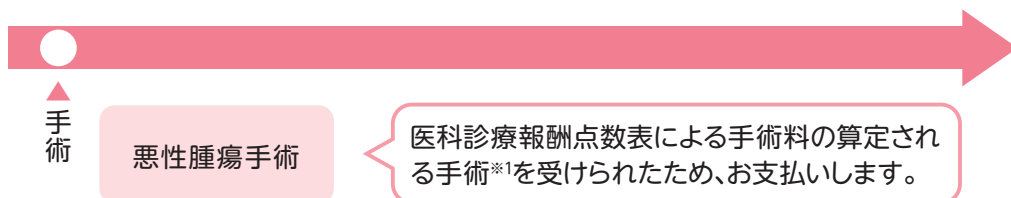
- 同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、**同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。**
- 疾病入院給付金・災害入院給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、重複してお支払いしません。疾病入院給付金・災害入院給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合は、重複した入院日数について、優先順位の規定にもとづき、いずれかの給付金が支払われます。優先順位の規定は契約内容ごとに異なります。

手術給付金・入院時手術給付金・がん入院時手術給付金・がん手術給付金・重度特定損傷給付金のお支払いの対象となる手術

- 手術給付金・入院時手術給付金・がん入院時手術給付金・がん手術給付金・重度特定損傷給付金は、それぞれのお支払理由に該当する手術を受けられた場合にお支払いの対象となります。ただし、一部お支払いの対象外となる手術があります。
- お支払いする手術倍率はご契約の保険種類・加入時期によって異なります。

お支払いする場合

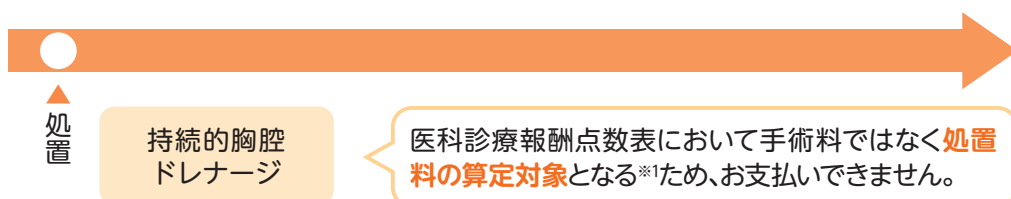
がんの治療を目的として、「悪性腫瘍手術」を受けられた場合



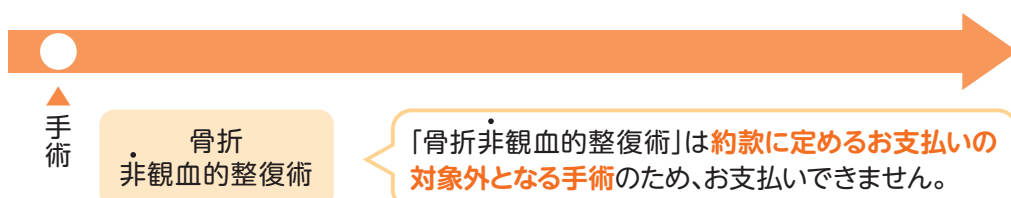
*入院時手術給付金は入院中に受けられた手術、がん入院時手術給付金はがん入院中に受けられた手術、がん手術給付金はがんに対し受けられた手術がそれぞれお支払いの対象となります。所定の損傷によって受けられた手術ではないため、重度特定損傷給付金はお支払いの対象外となります。

お支払いできない場合

「持続的胸腔ドレナージ*2」を受けられた場合



ケガにより骨折し「骨折非観血的整復術」を受けられた場合



*「約款に定めるお支払いの対象外となる手術」の詳細については解説をご確認ください。

※1 記載の内容は2024年4月時点の制度によります。
(医科診療報酬点数表の改定などにより変更されることがあります。)
※2 創傷療法でドレナージ(誘導管)やガーゼなどを創内深くに挿入し、膿などとともに化膿菌を体外に持続して流出させる治療です。

解説は次ページへ

解説

- **手術給付金**は、医科診療報酬点数表により手術料の算定される手術がお支払いの対象となり、外来で受けられた手術もお支払いの対象となります。ただし、一部お支払いの対象外となる手術があります。また、医科診療報酬点数表により手術料の算定される手術のうち、不妊治療を目的とする手術について約款に別段の定めがある場合は、人工授精、採卵、採精、胚移植等の被保険者の身体に医師が器具を用いて直接操作を加える手術に限り、手術給付金のお支払いの対象となる手術に該当するものとします。(採取された卵子もしくは精子、受精卵または胚の管理・保存等は含まれません。)
 - **入院時手術給付金**は、医科診療報酬点数表により手術料の算定される手術を入院中に受けられた場合にお支払いの対象となります。ただし、一部お支払いの対象外となる手術があります。
 - **がん入院時手術給付金**は、医科診療報酬点数表により手術料の算定される手術をがん入院中に受けられた場合にお支払いの対象となります。ただし、一部お支払いの対象外となる手術があります。
 - **がん手術給付金**は、医科診療報酬点数表により手術料の算定される手術をがんに対し受けられた場合にお支払いの対象となり、外来で受けられた手術もお支払いの対象となります。ただし、一部お支払いの対象外となる手術があります。
 - **重度特定損傷給付金**は、医科診療報酬点数表により手術料の算定される手術を所定の損傷に対し受けられた場合にお支払いの対象となり、外来で受けられた手術もお支払いの対象となります。ただし、一部お支払いの対象外となる手術があります。
- お支払いする手術倍率をご契約の保険種類・加入時期によって異なります。
- 医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術には、歯科診療報酬点数表によって手術料の算定対象となる治療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる治療行為を含みます。
- お支払いの対象となる手術は、当該手術を受けられた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。
- **手術給付金・入院時手術給付金・がん入院時手術給付金**では、**美容整形上の手術、病気によらない不妊手術(避妊のための手術)、健康診断・人間ドックにおける検査のための手術**などは、治療を目的とする手術に該当せず、お支払いの対象となりません。
- がん手術給付金**では、**健康診断・人間ドックにおける検査のための手術、診断および生検等の検査のための手術**などは、治療を目的とする手術に該当せず、お支払いの対象となりません。
- **その他、お支払いの対象外となる手術は次のとおりです。**

◆ 手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷の処理(創傷処理、デブリードマン) ・ 切開術(皮膚、鼓膜) ・ 抜歯手術 ・ 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手^{としゅ}的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 異物除去(外耳、鼻腔内) ・ 鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術^{※1} ・ 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術、魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)^{※2} ・ 涙点プラグ挿入術および涙点閉鎖術^{※1}
◆ 入院時手術給付金 ◆ がん入院時手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手^{としゅ}的な整復術、整復固定術および授動術
◆ 重度特定損傷給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷の処理(創傷処理、デブリードマン) ・ 切開術(皮膚、鼓膜) ・ 抜歯手術 ・ 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手^{としゅ}的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 異物除去(外耳、鼻腔内)

※1 「高周波電気凝固法による鼻甲介切除術」と「涙点プラグ挿入術および涙点閉鎖術」は、契約日が2022年4月2日以降の以下の主契約の場合のみお支払いの対象外となります。

【新メディフィットA】【新メディフィット リターン】【新メディフィット Re】【メディフィット Re】

※2 「皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術」は、契約日が2025年4月2日以降の以下の主契約の場合のみお支払いの対象外となります。

【新メディフィットA】【新メディフィット リターン】【新メディフィット Re】

「お支払いの対象となる手術をされているか領収証等で確認できます」は次ページへ



お支払いの対象となる手術をされているか領収証等で確認できます

領収証							領収証のイメージ
患者番号	氏名		診療日				
000-0000	生保 太郎		令和●年●月●日～令和●年●月●日				
受診科	入・外	領収証No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	
	入院		令和●年●月●日		3割	本人	
保険	初・再診料	入院料	医学管理料	在宅医療	検査	投薬	
	0点	141点	680点	0点	0点	0点	
	注射	リハビリ	処置	手術	麻酔	放射線治療	
	0点	0点	0点	13,764点	0点	5,506点	
	食事療法						
	0点					東京都江東区中央1-1 メディケア病院	

●入院中の手術

領収証の「入院料」欄と「手術」欄の両方に金額(診療報酬点数)の記載がある場合

●外来での手術

領収証の「手術」欄のみに金額(診療報酬点数)の記載がある場合

*一部の手術は領収証の「手術」欄に金額(診療報酬点数)が表示されないことや、骨髄移植などを行った際に算定される輸血料などが「手術」欄に記載されることがありますので、領収証とともに発行される「診療明細書」をご参照いただくか、医療機関にご確認ください。

*「新メディフィットA(手術給付金等の型がⅠ型またはⅡ型)」「新メディフィット リターン」「新メディフィットRe(手術給付金等の型がⅠ型またはⅡ型)」の場合は、医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けられた骨髄幹細胞の採取手術もお支払いの対象となります。骨髄幹細胞の採取手術は提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*「メディフィットA」「充実メディフィット」「メディフィット リターン」「メディフィット医療定期」「メディフィットRe(手術給付金の型が手術Ⅰ型または手術Ⅱ型)」「手術特約」の場合は、医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術もお支払いの対象となります。

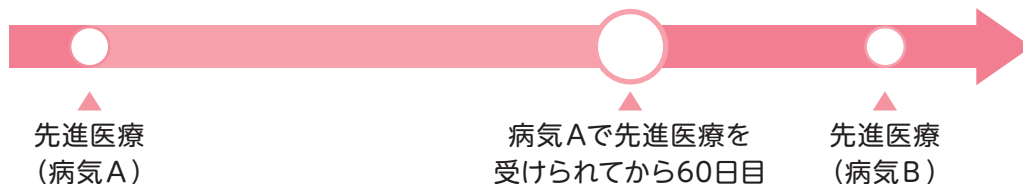
*「メディフィットがん保険(保険契約の型がⅡ型)」「メディフィットがんバリュー」「充実スタイル」「がん医療特約」の場合は、医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術も、がんの治療を目的として受けられた場合はお支払いの対象となります。

先進医療を複数回受けられた場合の 先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払い

- 先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。

お支払いする場合

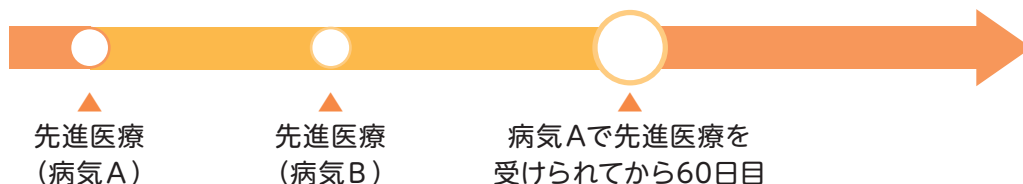
病気Aで厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられた日から60日以上経過後に、異なる病気Bで厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられた場合



先進医療・患者申出療養一時給付金が支払われる直前の療養を受けられた日からその日を含めて**60日を超えて**受けられた療養であるため、先進医療・患者申出療養一時給付金を**2回分お支払い**します。

お支払いできない場合

病気Aで厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられ、すでに先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いを受けられているが、受療日から60日以内に異なる病気Bで厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられた場合



厚生労働大臣が定める先進医療による療養を2回以上受けられたときは、先進医療・患者申出療養一時給付金が支払われる直前の療養を受けられた日からその日を含めて**60日以内**に受けられた療養については、先進医療・患者申出療養一時給付金は**お支払いできません**。

解説

- 先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いは**60日に1回を限度**としています。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りです。
- 療養を受けられた日現在において、先進医療に該当しない場合はお支払いできません。
- 先進医療の対象となる医療技術およびその先進医療を実施する病院または診療所について、厚生労働省ホームページをご確認ください。

*「先進医療特約(11)」「先進医療特約」「限定告知型先進医療特約(24)」「限定告知型先進医療特約」の場合は、「先進医療・患者申出療養一時給付金」を「先進医療一時給付金」と読み替えます。

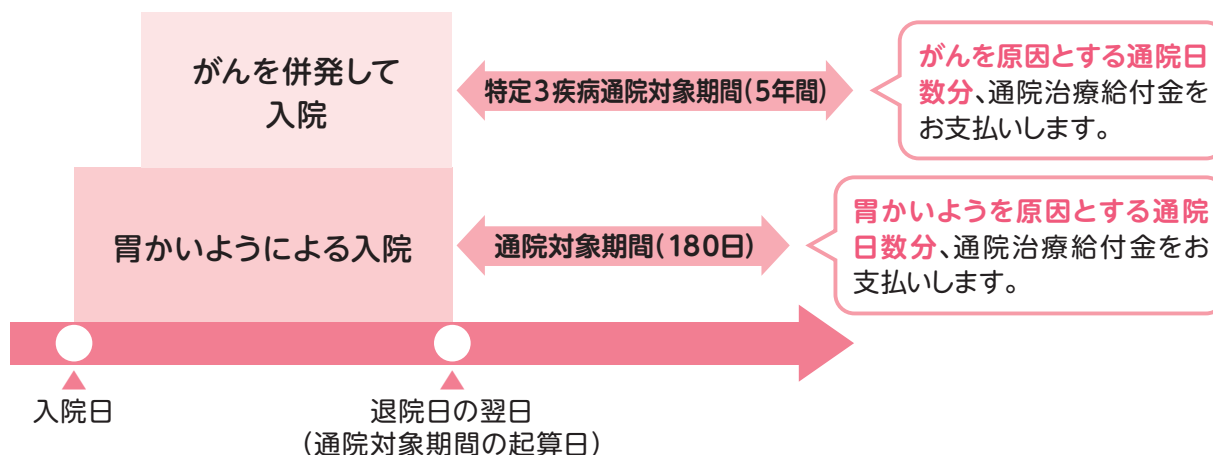
*「がん先進医療特約」「一時払がん先進医療終身特約」の場合は、「先進医療・患者申出療養一時給付金」を「がん先進医療一時給付金」と読み替えます。また、がんのみ対象でがん以外の病気やケガは含みません。

事例 8

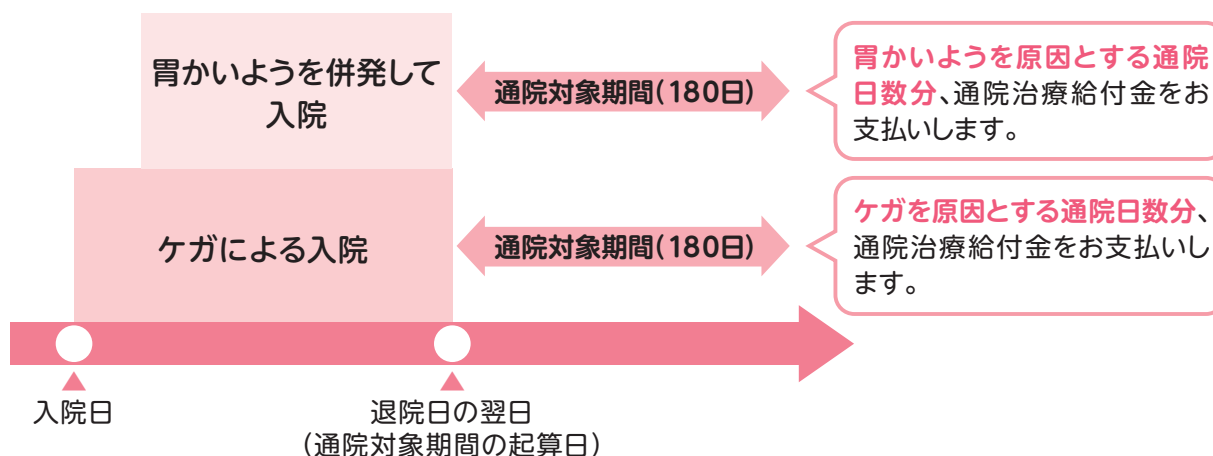
入院中に異なる病気またはケガが重複して生じた場合の 通院治療給付金のお支払い

●通院治療給付金^{*}は、それぞれの入院の通院対象期間中の通院に対して、お支払いします。

病気(例:胃かいよう)による入院中に異なる病気(例:がん)を併発して入院された場合



ケガによる入院中に病気(例:胃かいよう)を併発して入院された場合



解説

- 通院治療給付金^{*}は、それぞれの入院の通院対象期間中の通院に対して、お支払いします。
- 1回の入院に対する通院のお支払限度は30日です。特定3疾病による通院対象期間中の通院については、1回の入院に対する通院のお支払限度を超えてお支払いします。
- 1日に2回以上の通院をされた場合は1回の通院とみなします。

※ がん通院治療特約のがん通院治療給付金および特定女性疾病通院治療特約の特定女性疾病通院治療給付金とはお取扱いが異なります。

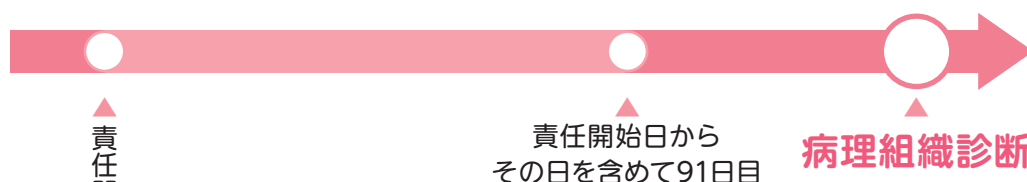
* [通院治療特約(20)]「通院治療特約」の場合は、「特定3疾病」を「がん」と読み替えます。

事例 9 がん責任開始日前のがん診断確定

- 「がん責任開始日」の規定がある主契約・特約は、責任開始日からその日を含めて91日目以後に、はじめて^{※1}がんと診断確定された場合に給付金等をお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。

お支払いする場合

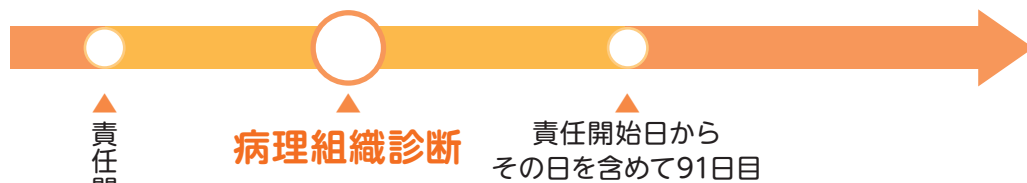
責任開始日からその日を含めて**91日目以後**に、
はじめて^{※1}病理組織診断によりがんと診断確定された場合



責任開始日からその日を含めて**91日目以後**にがんと診断確定されているため給付金等をお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。

お支払いできない場合

責任開始日からその日を含めて**90日以内**に、
はじめて^{※1}病理組織診断によりがんと診断確定された場合



責任開始日からその日を含めて**90日以内**にがんと診断確定されているため給付金等をお支払いできず、保険料のお払込みを免除できません。^{※2}

※1 限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約、限定告知型特定3疾病一時給付特約、限定告知型がん診断特約は、責任開始日の5年前の応当日の翌日以後の期間を通じてはじめてとします。

※2 新メディフィットPlus(特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)(25))、特定3疾病一時給付特約(25)、がん診断特約(25)(メディフィットがん保険に付加されている場合を除きます)は、責任開始日からがん責任開始日までの間にがんと診断確定されたことにより、第1回のがん一時給付金・がん診断給付金のお支払いがなかった場合でも、そのがんをがん責任開始日以後に診断確定されたがんとみなして、第2回以後のがん一時給付金・がん診断給付金を取り扱います。

「責任開始日から90日以内のがんと診断確定された場合のお取扱い」は次ページへ



責任開始日から90日以内にがんと診断確定された場合のお取扱い

◆メディフィットがん保険	ご契約は無効または消滅 ^{※1} とします。特約の付加がある場合は、特約についても無効または消滅 ^{※1} とします。
◆新メディフィット Plus (特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)(25)) ◆特定3疾病一時給付特約(25) ◆がん診断特約(25) ^{※2}	ご契約、特約は継続します。 第1回のがん一時給付金・がん診断給付金のお支払いはできませんが、責任開始期以後に初めてがんと診断確定された日を第1回のがん一時給付金・がん診断給付金のお支払理由に該当した日とみなし、また、そのがんをがん責任開始日以後に診断確定されたがんとみなして、第2回以後のがん一時給付金・がん診断給付金を取り扱います。
◆特定疾病一時給付特約(22) がん保障型 ◆特定疾病一時給付特約 がん保障型 ◆がん診断特約(23) ^{※2} ◆がん診断特約(21) ^{※2} ◆がん診断特約 ◆限定告知型がん診断特約 ◆抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約	特約は無効とします。
◆特定3疾病保険料払込免除特約(25) ◆特定3疾病保険料払込免除特約(21) ◆特定3疾病保険料払込免除特約(20) ◆限定告知型特定3疾病保険料 払込免除特約 ◆特定3疾病一時給付特約(23) ◆限定告知型特定3疾病一時給付特約 ◆特定疾病一時給付特約(22) 特定3疾病保障型 ^{※3} ◆特定疾病一時給付特約 特定3疾病保障型 ^{※3} ◆3大疾病保険料払込免除特約 ◆3大疾病保障特約 ◆がん・介護保険料払込免除特約	がんと診断確定された日からその日を含めて180日以内にご契約者からお申出があったときは、お申出のあった特約は無効とします。 *お申出がないとき ^{※4} は特約を継続します。この場合、その後のがんによる保障はなくなり、特約保険料の変更はありません。
◆新メディフィット Plus ^{※3} (特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)(22)) (特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)(23)) ◆メディフィット Plus ^{※3}	がんと診断確定された日からその日を含めて180日以内にご契約者からお申出があったときは、ご契約は無効とします。特約の付加がある場合は、特約のみのご継続はできません。 *お申出がないとき ^{※4} はご契約を継続します。この場合、その後のがんによる保障はなくなり、保険料の変更はありません。
◆女性医療特約(20) 入院・手術型 ^{※3} ◆女性医療特約(18) ^{※3}	がんと診断確定された日からその日を含めて180日以内にご契約者からお申出があったときは、特約は無効とします。 *お申出がないとき ^{※4} は特約を継続します。この場合、その後の乳房手術による女性特定手術給付金および乳房再建術給付金の保障はなくなり、特約保険料の変更はありません。
◆メディフィットがんバリュー ◆充実スタイル ◆一時払がん先進医療終身特約	その後の保障は死亡保険金のみとなり、がんに対する給付の保障はありません。

※1 先進医療・患者申出療養特約(21)が付加されている場合で、被保険者が、告知の時からがん責任開始日の前日までの間にがんと診断確定されていた際に、メディケア生命が先進医療・患者申出療養特約(21)の給付金の請求を受け、その給付金をお支払いするときは、先進医療・患者申出療養特約(21)の給付金のお支払理由に最後に該当した時からご契約は消滅します。

※2 メディフィットがん保険に付加されている場合は「◆メディフィットがん保険」をご参照ください。

※3 がん以外の病気ですでに給付金などのお支払いがある場合は、給付金などのお支払いがあった主契約・特約について無効をお申し出いただくことはできません。

※4 「お申出がないとき」には「すでにがんと診断確定された日からその日を含めて180日経過しているとき」を含みます。

事例 10

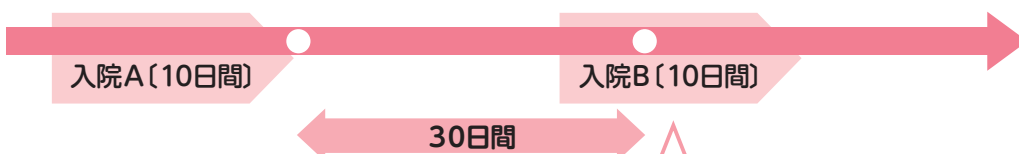
複数回入院された場合の心疾患一時給付金・
脳血管疾患一時給付金のお取扱い

- 2回以上の入院をされた場合、最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日以内に同一の病気で転入院または再入院をされたときは、継続した1回の入院とみなして取り扱います。

「新メディフィットPlus」(給付金の型がI型)の場合

お支払いする場合

「急性心筋梗塞以外の心疾患」で10日間入院され、「同一の急性心筋梗塞以外の心疾患」で退院日から30日以内に再入院された場合



1回目の入院と継続した1回の入院とみなしますので、入院日数が20日となることから心疾患一時給付金をお支払いします。

お支払いできない場合

「急性心筋梗塞以外の心疾患」で10日間入院され、「同一の急性心筋梗塞以外の心疾患」で退院日から30日以上経過後に再入院された場合



1回目の入院と継続した1回の入院とみなさないため、20日以上継続した入院に該当しないことから心疾患一時給付金をお支払いできません。

お支払いする場合

「急性心筋梗塞以外の心疾患」で10日間入院され、「同一の急性心筋梗塞以外の心疾患」で退院日から30日以内に複数回再入院された場合



1回目の入院と継続した1回の入院とみなしますので、入院日数が20日となることから心疾患一時給付金をお支払いします。

お支払いできない場合

「急性心筋梗塞以外の心疾患」で10日間入院され、「同一の急性心筋梗塞以外の心疾患」で退院日から30日以上経過した再入院を含む場合



入院Aと入院Bは継続した1回の入院とみなしますが、入院Cを継続した1回の入院とはみなさないため、20日以上継続した入院に該当しないことから心疾患一時給付金をお支払いできません。

* 脳血管疾患一時給付金の場合は、「急性心筋梗塞以外の心疾患」を「脳梗塞以外の脳血管疾患」、「同一の急性心筋梗塞以外の心疾患」を「同一の脳梗塞以外の脳血管疾患」、心疾患一時給付金を「脳血管疾患一時給付金」とそれぞれ読み替えます。
* 「急性心筋梗塞による入院」「脳梗塞による入院」の場合は、入院を開始されたときに給付金をお支払いします。
(継続した1回の入院が20日未満でも給付金をお支払いします。)

お支払いの対象となる薬剤治療のお取扱いと 支払対象薬剤の対象疾病

- 抗がん剤治療給付金^{*}・自由診療抗がん剤治療給付金・特定薬剤治療給付金は、お支払いの対象となる病気の治療を目的として、支払対象薬剤による薬剤治療を受けられたときにお支払いします。

お支払いする場合

がんの治療を目的として、がん細胞の増殖・生存を阻害する抗悪性腫瘍薬による薬剤治療を受けられた場合

がんの治療を目的として、がんの支払対象薬剤である抗悪性腫瘍薬による薬剤治療を受けられたことからお支払いします。

お支払いする場合

脳血管疾患の治療を目的として、血栓の形成を予防する抗血栓薬による薬剤治療を受けられた場合

脳血管疾患の治療を目的として、脳血管疾患の支払対象薬剤である抗血栓薬による薬剤治療を受けられたことからお支払いします。

お支払いできない場合

脳血管疾患の手術の際に、血管に挿入したカテーテル等が血液凝固により閉塞しないように、抗血栓薬による薬剤治療を受けられた場合

脳血管疾患の治療を直接の目的としていない場合(手術等の際の血栓の形成を予防する場合等)は、脳血管疾患の支払対象薬剤による薬剤治療を受けられていてもお支払いできません。

お支払いできない場合

関節疾患(例:腰部脊柱管狭窄症)の治療を目的として、下肢のしびれを改善するため、抗血栓薬による薬剤治療を受けられた場合

関節疾患(例:腰部脊柱管狭窄症)は、特定薬剤治療給付金のお支払いの対象となる病気に該当しないため、お支払いできません。

解説

- 抗がん剤治療給付金^{*}・自由診療抗がん剤治療給付金・特定薬剤治療給付金は、**お支払いの対象となる病気の治療を目的として、支払対象薬剤による薬剤治療を受けられたときにお支払いします。**

お支払いの対象となる病気の治療を直接の目的としていない場合(例:手術等の際の血液凝固を防止することを目的とする支払対象薬剤の投与など)は、支払対象薬剤による薬剤治療を受けられていてもお支払いできません。

お支払いの対象となる病気の治療を目的としていても、支払対象薬剤に該当しない医薬品による薬剤治療を受けられた場合はお支払いできません。

支払対象薬剤(抗血栓薬)による薬剤治療を受けられた場合でも、お支払いの対象となる病気(心疾患、脳血管疾患)以外の病気(関節疾患(例:腰部脊柱管狭窄症))の治療を目的とする薬剤治療を受けられたときはお支払いできません。

^{*} 抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約の腫瘍用薬治療給付金とはお取扱いが異なります。

事例 12 対象疾病の発病

- 特定薬剤治療給付金は、お支払いの対象となる病気を発病していない場合は、支払対象薬剤による薬剤治療を受けられてもお支払いできません。

「メディフィットEX」(支払対象薬剤Ⅱ型)の場合

お支払いする場合

下肢の深部静脈血栓症を発病し、その治癒や再発予防を目的として、血液凝固を防止する抗血栓薬による薬剤治療を受けられた場合

動脈・静脈疾患の対象である下肢の深部静脈血栓症を発病し、その治療を目的として、動脈・静脈疾患の支払対象薬剤である抗血栓薬による薬剤治療を受けられたことからお支払いします。

お支払いできない場合

股関節全置換術を受け、下肢の深部静脈血栓症を発病するリスクが高まっている際に、血液凝固を防止する抗血栓薬による薬剤治療を受けられた場合

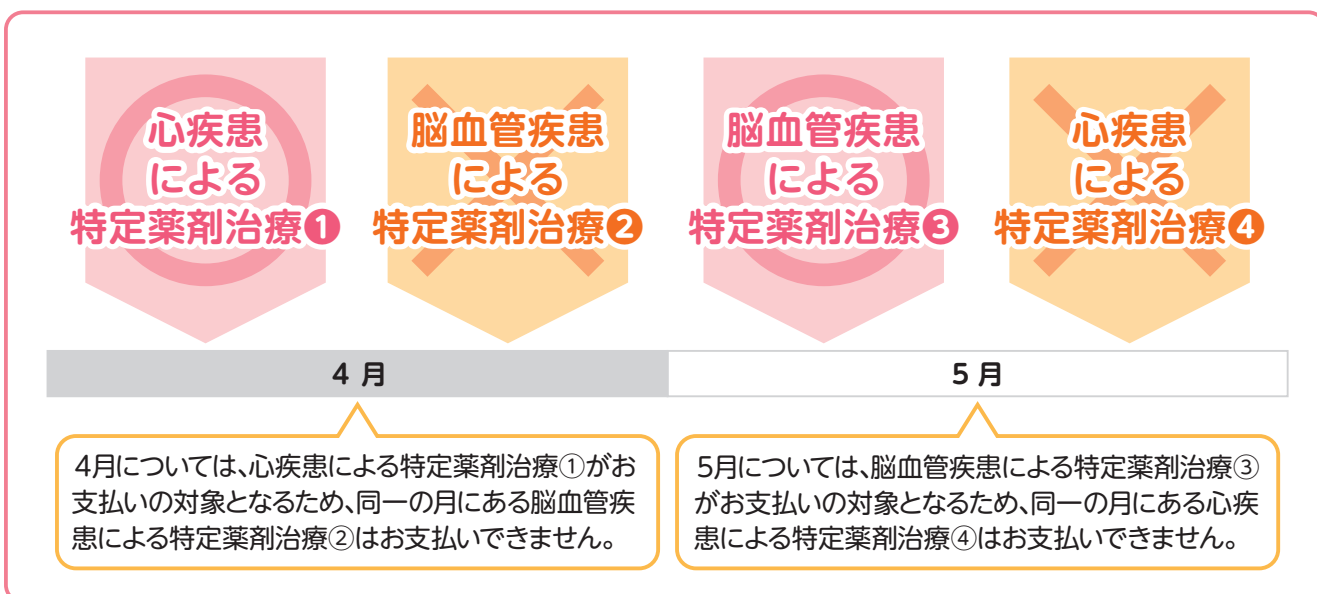
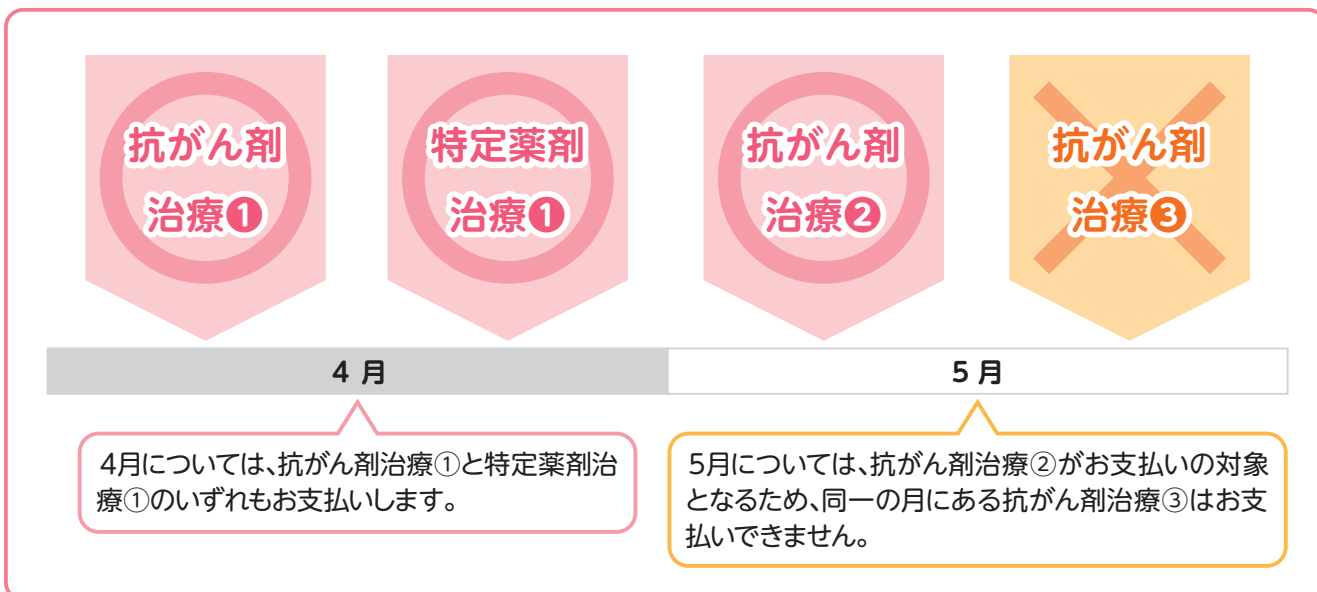
動脈・静脈疾患の対象である下肢の深部静脈血栓症を発病していない段階では、動脈・静脈疾患の支払対象薬剤である抗血栓薬による薬剤治療を受けられてもお支払いできません。

解説

- 特定薬剤治療給付金は、お支払いの対象となる病気を発病していない場合は、支払対象薬剤による薬剤治療を受けられてもお支払いできません。

事例 13 同一の月に薬剤治療を複数回受けられた場合

●抗がん剤治療給付金・特定薬剤治療給付金のお支払いは、それぞれ同一の月で1回を限度とします。



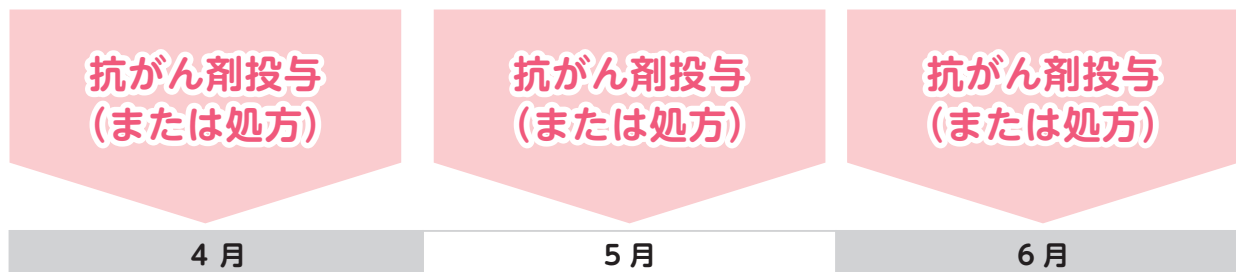
解説

- 抗がん剤治療給付金・特定薬剤治療給付金のお支払いは、それぞれ同一の月で1回を限度とします。
- 同一の月に、抗がん剤治療給付金のお支払理由と特定薬剤治療給付金のお支払理由に該当された場合は、同一の種類の給付金ではないことから、それぞれの給付金をお支払いします。
- 同一の月に、2回以上抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当された場合でも、同一の種類の給付金であることから、抗がん剤治療給付金を重複してお支払いできません。
- 同一の月に、異なるお支払いの対象となる病気により2回以上特定薬剤治療給付金のお支払理由に該当された場合でも、同一の種類の給付金であることから、特定薬剤治療給付金を重複してお支払いできません。

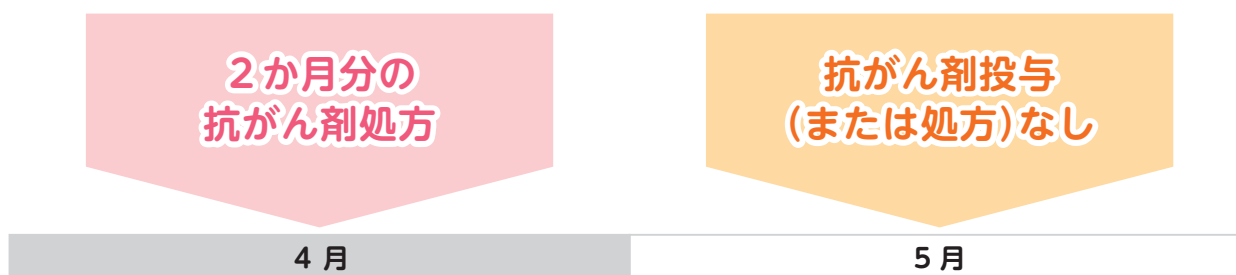
*「抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約」の場合は、「抗がん剤治療給付金」を「腫瘍用薬治療給付金」と読み替えます。また、特定薬剤治療給付金のお取扱いはありません。

事例 14 同一の月に複数月分の薬剤を処方された場合

- 抗がん剤治療給付金・特定薬剤治療給付金について、同一の月に複数月分の薬剤を処方された場合でも、給付金のお支払いは1か月分(処方月分)のみとなります。



がんにより複数月にわたって抗がん剤の投与(または処方)を受けられた場合、**抗がん剤の投与を受けた日(または処方せんを発行された日)の属する月ごとに1か月分ずつお支払い**します。



4月に5月分も含めて2か月分の抗がん剤を処方されていますが、5月に新たに抗がん剤を投与(または処方)されていないことから、4月分(処方月分)のみをお支払いします。**5月分はお支払いできません。**

解説

- 抗がん剤治療給付金・特定薬剤治療給付金について、**同一の月に複数月分の薬剤を処方された場合でも、給付金のお支払いは1か月分(処方月分)のみ**となります。
- 病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けた日として取り扱います。
- 処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤の支給を受けられていないときは、お支払いの対象となりません。

*「**抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約**」の場合は、「抗がん剤治療給付金」を「腫瘍用薬治療給付金」と読み替えます。また、特定薬剤治療給付金のお取扱いはありません。

事例 15 高度障害保険金などのお支払い

- 約款に定める所定の高度障害状態に該当される場合に高度障害保険金・高度障害年金などをお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。

お支払いする場合

責任開始期以後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、衣服の着脱、起居・歩行・入浴のすべてにおいて、自力では全く不可能で、かつ回復の見込みがない場合

終身常に介護を要する状態に該当されるため、高度障害保険金・高度障害年金などをお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。

お支払いできない場合

責任開始期以後に発病した「脳梗塞」の後遺症として半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも自力で不可能ではあるものの、もう片方の半身は正常に動くため、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合

終身常に介護を要する状態に該当されないため、高度障害保険金・高度障害年金などをお支払いできず、保険料のお払込みを免除できません。

解説

- 高度障害保険金・高度障害年金などは、責任開始期より前に発生した病気※またはケガを原因とする場合、約款に定める所定の高度障害状態に該当しない場合、または回復の見込みがある場合にはお支払いできません。
- 高度障害保険金・高度障害年金などのお支払いの対象となる状態は、**身体障害者福祉法に定める状態とは異なります**。国の法律である身体障害者福祉法では、例えば、以下のような場合に身体障害者等級第1級に該当されますが、メディケア生命所定の高度障害状態には該当されないため、お支払いできません。
 - ・心臓の機能の障害により、自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの（ペースメーカー埋込など）
 - ・腎臓の機能の障害により、自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの（人工透析など）

※「正しい告知が行われていた場合」や「病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合」などは除きます。

事例 16 死亡保険金などのお支払い

- 約款で、お支払いできない場合(免責事由)を定めており、そのいずれかに該当するときは、死亡保険金・収入保障年金などをお支払いできません。

お支払いする場合

被保険者が交通事故により死亡された場合

被保険者が保険期間中に死亡された場合に死亡保険金・収入保障年金などをお支払いします。

お支払いできない場合

契約者が故意に被保険者を死亡させた場合

免責事由に該当するため、死亡保険金・収入保障年金などをお支払いできません。

解説

- 約款で、お支払いできない場合(免責事由)を定めており、そのいずれかに該当するときは、死亡保険金・収入保障年金などをお支払いできません。

- 死亡保険金・収入保障年金の免責事由は次のとおりです。**

<ul style="list-style-type: none"> ◆新メディフィット リターン ◆メディフィット リターン ◆メディフィットがんバリュー ◆充実スタイル 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任開始日(復活の場合は復活日)からその日を含めて3年以内の自殺によるとき(ただし、精神障害などによる自殺についてはお支払いする場合があります。) ・ご契約者の故意によるとき ・死亡保険金受取人の故意によるとき
<ul style="list-style-type: none"> ◆メディフィット定期 ◆終身保険特約(低解約返戻金型) ◆介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型) ◆限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型) 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任開始日(復活の場合は復活日)からその日を含めて3年以内の自殺によるとき(ただし、精神障害などによる自殺についてはお支払いする場合があります。) ・ご契約者の故意によるとき ・死亡保険金受取人または特約死亡保険金受取人の故意によるとき ・戦争その他の変乱
<ul style="list-style-type: none"> ◆メディフィット収入保障 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任開始日(復活の場合は復活日)からその日を含めて3年以内の自殺によるとき(ただし、精神障害などによる自殺についてはお支払いする場合があります。) ・ご契約者の故意によるとき ・収入保障年金受取人の故意によるとき ・戦争その他の変乱